

附 則（平成 19 年 3 月 30 日 渉外第 06-0242 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 19 年 4 月 16 日 渉外第 07-0003 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 4 月 17 日から実施します。

附 則（平成 19 年 4 月 26 日 渉外第 07-0011 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 4 月 26 日から実施します。

附 則（平成 19 年 4 月 27 日 渉外第 07-0012 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 28 日から実施します。

ただし、PoC 通信モード及びホットステータス機能に係るものは、平成 19 年 5 月 1 日より実施します。

（国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金に関する経過措置）

2 当社は、平成 19 年 4 月 28 日から平成 19 年 5 月 31 日までの間に、契約者が、国際アウトローミング機能を利用して行った通信のうち、メッセージ通信モードによる通信に係る料金については、この約款の規定にかかわらず、次のとおりとします。

区 分	料金額（1 送信ごとに次の料金額）
通信料	50 円

3 前項の規定によるほか、当社は、平成 19 年 4 月 28 日から平成 19 年 5 月 31 日までの間に、契約者が、アメリカ合衆国（ハワイ州を除きます。）、アメリカ合衆国（ハワイ州）、グアム、サイパン、バージン諸島（アメリカ領）、プエルトリコ、中華人民共和国（香港特別行政区）、台湾、シンガポール共和国、マレーシア、オーストラリア共和国において国際アウトローミング機能を利用して行った通信のうち、通話モードによる通信に係る料金については、この約款の規定にかかわらず、次のとおりとします。

国又は地域	料金額（1 分までごとに次の料金額）			
	国際アウトローミング機能の利用に係る移動無線装置へ着信した通信に係るもの	国際アウトローミング機能の利用により行った通信に係るもの (ア) 在圏する国又は地域の電気通信設備へ行った通信に係るもの	(イ) 本邦の電気通信設備へ行った通信に係るもの	(ア)又は(イ)以外のもの
アメリカ合衆国（ハワイ州を除きます。）	120 円	120 円	120 円	120 円
アメリカ合衆国（ハワイ州）				
バージン諸島（アメリカ領）	100 円	100 円	120 円	120 円
プエルトリコ				
グアム				

サイパン				
中華人民共和国（香港特別行政区）	70 円	75 円	175 円	265 円
台湾	40 円	40 円	90 円	90 円
シンガポール共和国				
マレーシア	60 円	60 円	150 円	150 円
オーストラリア共和国	80 円	75 円	175 円	265 円

(PoC 通信モード及びホットステータス機能に係る料金額に関する経過措置)

- 4 平成 19 年 5 月 1 日から平成 19 年 8 月 31 日までの間において、PoC 通信モードを利用した通信に関する料金及びホットステータス機能に係る付加機能使用料については、この約款の規定にかかわらず支払いを要しません。

附 則（平成 19 年 5 月 21 日 渉外第 07-0023 号）

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 5 月 22 日から実施します。

附 則（平成 19 年 5 月 30 日 渉外第 07-0034 号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 5 月 31 日から実施します。

ただし、指定回線通信料割引の適用に係るものは、平成 19 年 6 月 1 日より実施します。

(指定回線通信料割引の適用に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、基本使用料について料金種別の第 2 種 I を選択している契約者が、指定回線基本使用料の適用を受けているときは、当社は、契約者から指定回線通信料割引の適用についての届出を受け、承諾したものとみなして取り扱います。

附 則（平成 19 年 6 月 6 日 渉外第 07-0039 号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 6 月 7 日から実施します。

(インターネット情報検索代行サービス(外国語応答)に関する経過措置)

- 2 平成 19 年 6 月 7 日から平成 19 年 7 月 31 日までの間において、インターネット情報検索代行サービス(外国語応答)に係る通信に関する料金については、この約款の規定にかかわらず、次のとおりとします。

区 分	料金額 (1 通信ごとに次の料金額)
通信料	300 円(315 円)

附 則（平成 19 年 6 月 15 日 渉外第 07-0045 号）

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 6 月 19 日から実施します。

附 則（平成 19 年 6 月 25 日 渉外第 07-0047 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 6 月 28 日から実施します。

附 則（平成 19 年 7 月 4 日 渉外第 07-0060 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 19 年 7 月 4 日から実施します。

（協定事業者に係る経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、平成 19 年 7 月 1 日より実施日までの間についてはベライゾン ジャパン株式会社に係る部分をベライゾンジャパン合同会社と読みかえるものとします。

附 則（平成 19 年 7 月 25 日 渉外第 07-0071 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 7 月 26 日から実施します。

附 則（平成 19 年 7 月 30 日 渉外第 07-0079 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 19 年 7 月 31 日から実施します。

ただし、国際アウトローミング機能に係るもの及びインターネット情報検索代行サービス(外国語対応)に係るものについては、平成 19 年 8 月 1 日から実施します。

（インターネット情報検索代行サービス(外国語応答)に関する経過措置）

2 平成 19 年 8 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間において、インターネット情報検索代行サービス(外国語応答)に係る通信に関する料金については、この約款の規定にかかわらず、渉外第 07-0039(平成 19 年 6 月 6 日)の附則第 2 項に規定するとおりとします。

附 則（平成 19 年 8 月 8 日 渉外第 07-0087 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 8 月 9 日から実施します。

附 則(平成 19 年 8 月 10 日 渉外第 07-0089 号)

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 19 年 8 月 20 日から実施します。

（付加機能に係る経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供していた次表の左欄の付加機能は、この改正実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の付加機能に移行したものとします。

位置情報蓄積機能	位置情報検索機能
操作規制機能	検索対象者に係る位置情報送付設定機能

附 則(平成 19 年 8 月 28 日 渉外第 07-0102 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 8 月 30 日から実施します。

(国際通信等に関する経過措置)

2 この改正規定の実施期日にかかわらず、国際通信における国又は地域及び区分(マイヨット島、モンテネグロ共和国、フランス共和国(他の国際通信地域区分に規定する地域を除きます。)、イスラエル国、ブルネイ・ダルサラーム国に限ります。)並びに国際アウトローミング機能を利用できる海外事業者(TELEFÓNICA MÓVILES CHILE S.A.、ONE GmbH、Digicel、Societe Reunionnais du Radiotelephone、Mahanagar Telephone Nigam Limited、SPICE NEPAL PRIVATE LIMITED、Kar-Tel LLC、B. mobile Communication Sdn Bhd、Partner Communications Company Ltd.、Orange France、Qatar Telecom (Q-TEL) Q.S.C.に限ります。)に関する規定については、平成 19 年 7 月 5 日から実施します。

附 則(平成 19 年 8 月 31 日 渉外第 07-0103 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 9 月 1 日から実施します。

ただし、国際アウトローミング機能(WIND HELLAS に関するパケット通信モードに係るものを除きます。)に係るもの及び国際通信に係るものについては平成 19 年 9 月 3 日から、国際アウトローミング機能のうち WIND HELLAS に関するパケット通信モードに係るものについては平成 19 年 9 月 5 日から実施します。

(基本使用料の適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供していた次表の左欄の基本使用料の適用は、この改正実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の基本使用料の適用に移行したものとします。

複数年割引の適用(タイプⅡ)	複数年割引(オレンジ)の適用(タイプⅡ)
----------------	----------------------

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供していた次表の左欄の割引は、この改正実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の割引に移行したものとします。

自分割引①	新・自分割引①
自分割引②	新・自分割引②
自分割引③	新・自分割引③

4 この改正規定の際現に、改正前の規定により提供していた次表左欄の基本使用料の適用は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表右欄の割引を選択しているものとして取り扱います。

一年割引の適用	料金表第 1 表第 1 (基本使用料の適用) 1-4 (タイプⅢに係る適用) (3)欄に規定する一年割引
---------	--

附 則(平成 19 年 9 月 10 日 渉外第 07-0105 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 9 月 10 日から実施します。

(料金種別の第1種I及び料金種別第2種Iに係る通信料の適用に関する経過措置)

- この改正規定の実施期日にかかわらず、料金種別の第1種I及び料金種別第2種Iに係る通信料の適用に関する規定のうち、料金種別の第1種Iに関する規定については、平成18年12月21日から、料金種別の第2種Iに関する規定については、平成19年1月16日から実施します。

(メッセージデータ機能に関する経過措置)

- この改正規定の実施期日にかかわらず、メッセージデータ機能に関する規定については、平成19年3月16日から実施します

附 則 (平成19年9月12日 渉外第07-0107号)

(実施期日)

この改正規定は、平成19年9月20日から実施します。

附 則 (平成19年9月27日 渉外第07-0112号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成19年9月28日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

- この改正規定実施の前に支払い又は支払わなければならなかった3G通信サービス等の料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(通信料の適用に関する経過措置)

- この改正規定の実施期日にかかわらず、短時間通信に関する通信料の適用に関する規定及び学生割引に係る通信料等の月極割引の適用に関する規定については、平成18年10月26日から実施します。

附 則 (平成19年9月27日 渉外第07-0112号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

(付加機能に関する経過措置)

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供していた次表の左欄の付加機能は、この改正実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の付加機能に移行したものとします。

ホットステータス機能	ステータス通知機能
------------	-----------

附 則 (平成19年10月5日 渉外第07-0119号)

(実施期日)

この改正規定は、平成19年10月11日から実施します。

附 則 (平成19年10月29日 渉外第07-0125号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成19年10月29日から実施します。

- 2 この改正規定の実施期日にかかわらず、指定回線基本使用料割引の適用(タイプⅡ)に関する規定については、平成19年9月1日から実施します。

附 則(平成19年10月29日 渉外第07-0125号)

(実施期日)

この改正規定は、平成19年10月30日から実施します。

附 則(平成19年10月29日 渉外第07-0125号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。

(料金に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により3Gサービス契約者が選択していた次表左欄の料金種別は、この改正規定実施の日において、同表右欄の料金種別に移行したものとみなします。

この場合において、同表右欄の料金種別に係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

第1種Ⅱ	旧第1種Ⅱ(以下「LLプラン(W)」といいます。)
第2種Ⅱ	旧第2種Ⅱ(以下「Lプラン(W)」といいます。)
第3種Ⅱ	旧第3種Ⅱ(以下「Mプラン(W)」といいます。)
第4種Ⅱ	旧第4種Ⅱ(以下「Sプラン(W)」といいます。)
第5種Ⅱ	旧第5種Ⅱ(以下「SSプラン(W)」といいます。)
第6種Ⅱ	旧第6種Ⅱ(以下「ビジネス(X)」といいます。)
第7種Ⅱ	旧第7種Ⅱ(以下「スタンダード(X)」といいます。)
第8種Ⅱ	旧第8種Ⅱ(以下「エコノミー(X)」といいます。)
第9種Ⅱ	旧第9種Ⅱ(以下「ライト(X)」といいます。)
第10種Ⅱ	旧第10種Ⅱ(以下「オフタイム(X)」といいます。)
第11種Ⅱ	旧第11種Ⅱ(以下「デイトime(X)」といいます。)

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

料金種別	料金額(月額)
LLプラン(W)	14,800円(15,540円)
Lプラン(W)	9,300円(9,765円)
Mプラン(W)	6,400円(6,720円)
Sプラン(W)	4,500円(4,725円)
SSプラン(W)	3,400円(3,570円)
ビジネス(X)	12,300円(12,915円)
スタンダード(X)	7,300円(7,665円)
エコノミー(X)	3,780円(3,969円)
ライト(X)	3,280円(3,444円)

オフタイム(X)	4,700 円(4,935 円)
デイトタイム(X)	3,800 円(3,990 円)

イ アに規定する基本使用料については、利用年数又は 3G サービス契約者の選択に応じて、利用年数割引若しくは選択性による割引等を適用します。この場合において、割引等に関する料金その他の提供条件は、改正後の料金表の規定によります。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(ア)通話モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区分	料金種別		料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
			単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日 ・日曜 日・祝日
通 信 料	LL プラン(W)		1 分	15 円(15.75 円)			
	L プラン(W)		30 秒	12 円(12.6 円)			
	M プラン(W)		30 秒	14 円(14.7 円)			
	S プラン(W)		30 秒	16 円(16.8 円)			
	SS プラン(W)		30 秒	20 円(21 円)			
	ビジネス(X)		30 秒	10 円(10.5 円)			
	スタンダード(X)		20 秒	10 円(10.5 円)			
	エコノミー(X)		15 秒	10 円(10.5 円)			
	ライト(X)		10 秒	10 円(10.5 円)			
	オフ タイム(X)	同一県内通信	1 分	50 円 (52.5 円)	16 円 (16.8 円)	14 円 (14.7 円)	16 円 (16.8 円)
		その他の通信			20 円(21 円)		
	デイトタイム(X)		30 秒	10 円 (10.5 円)	—		
			10 秒	—	10 円(10.5 円)		

② 相互接続通信(③に係るものを除きます。)に係るもの

区分	料金種別		料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
			単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日 ・日曜 日・祝日
通 信 料	LL プラン(W)		1 分	15 円(15.75 円)			
	L プラン(W)		30 秒	12 円(12.6 円)			
	M プラン(W)		30 秒	14 円(14.7 円)			
	S プラン(W)		30 秒	16 円(16.8 円)			

SSプラン(W)		30秒	20円(21円)			
ビジネス(X)		30秒	10円(10.5円)			
スタンダード(X)		20秒	10円(10.5円)			
エコノミー(X)		15秒	10円(10.5円)			
ライト(X)		10秒	10円(10.5円)			
オフ タイム (X)	A 固定電話 事業者又は当社が別に定めるIP電話事業者に係る電気通信設備へ行った通信	1分	50円 (52.5円)	16円 (16.8円)	14円 (14.7円)	16円 (16.8円)
	B A以外のもの			20円(21円)		
デイトタイム(X)		30秒	10円 (10.5円)	—		
		10秒	—	10円(10.5円)		

③ 国際通信に係るもの

区分	料金額(30秒までごとに次の料金額)
通信料	料金表第3(通信料)2料金額2-1-1(1)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(イ)デジタル通信モードによる通信に係るもの

① ②から③以外のもの

区分	料金種別	料金額(単位時間までごとに次の料金額)					
		単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日	
通 信 料	LLプラン(W)	1分	27円(28.35円)				
	Lプラン(W)	30秒	21円(22.05円)				
	Mプラン(W)	30秒	25円(26.25円)				
	Sプラン(W)	30秒	28円(29.4円)				
	SSプラン(W)	30秒	36円(37.8円)				
	ビジネス(X)	30秒	18円(18.9円)				
	スタンダード(X)	20秒	18円(18.9円)				
	エコノミー(X)	15秒	18円(18.9円)				
	ライト(X)	10秒	18円(18.9円)				
	オフ タイム (X)	同一県内通信	1分	90円 (94.5円)	28円 (29.4円)	25円 (26.25円)	28円 (29.4円)
		その他の通信			36円(37.8円)		
デイトタイム(X)		30秒	18円 (18.9円)	—			

		10 秒	—	18 円(18.9 円)
--	--	------	---	--------------

② 相互接続通信に係るもの

A B 以外のもの

区分	料金種別	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
		単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日 ・日曜日 ・祝日
通 信 料	LL プラン(W)	1 分	27 円(28.35 円)			
	L プラン(W)	30 秒	21 円(22.05 円)			
	M プラン(W)	30 秒	25 円(26.25 円)			
	S プラン(W)	30 秒	28 円(29.4 円)			
	SS プラン(W)	30 秒	36 円(37.8 円)			
	ビジネス(X)	30 秒	18 円(18.9 円)			
	スタンダード(X)	20 秒	18 円(18.9 円)			
	エコノミー(X)	15 秒	18 円(18.9 円)			
	ライト(X)	10 秒	18 円(18.9 円)			
	オフ タイム (X)	A 固定電話 事 業者又は当社が 別に定める IP 電 話事業者に係る 電気通信設備へ 行った通信 B A 以外のもの	1 分	90 円 (90.5 円)	28 円 (29.4 円)	25 円 (26.25 円)
36 円(37.8 円)						
デ イ タ イ ム (X)		30 秒	18 円 (18.9 円)	—		
		10 秒	—	18 円(18.9 円)		

B インターネット接続サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の利用による通信に係るもの

区分	料金種別	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
		単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日 ・日曜日 ・祝日
通 信 料	LL プラン(W)	1 分	27 円(28.35 円)			
	L プラン(W)	30 秒	21 円(22.05 円)			
	M プラン(W)	30 秒	25 円(26.25 円)			
	S プラン(W)	30 秒	28 円(29.4 円)			
	SS プラン(W)	30 秒	36 円(37.8 円)			
	ビジネス(X)	30 秒	18 円(18.9 円)			
	スタンダード(X)	20 秒	18 円(18.9 円)			

	エコノミー(X)	15 秒	18 円(18.9 円)			
	ライト(X)	10 秒	18 円(18.9 円)			
	オフタイム(X)	1 分	90 円 (90.5 円)	28 円 (29.4 円)	25 円 (26.25 円)	28 円 (29.4 円)
	デイトタイム(X)	30 秒	18 円 (18.9 円)	—		
		10 秒	—	18 円(18.9 円)		

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30 秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(ウ)パケット通信モードによる通信に係るもの

区 分	料金種別	料金額(1 課金対象パケットごとに)
通 信 料	LL プラン(W)	0.2 円(0.21 円)
	L プラン(W)	0.2 円(0.21 円)
	M プラン(W)	0.2 円(0.21 円))
	S プラン(W)	0.2 円(0.21 円)
	SS プラン(W)	0.2 円(0.21 円)
	ビジネス(X)	0.1 円(0.105 円)
	スタンダード(X)	0.1 円(0.105 円)
	エコノミー(X)	0.1 円(0.105 円)
	ライト(X)	0.1 円(0.105 円)
	オフタイム(X)	0.1 円(0.105 円)
	デイトタイム(X)	0.1 円(0.105 円)

(エ)メッセージ通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区 分	料金額(1 通信ごとに次の料金額)
通 信 料	3 円(3.15 円)

② 国際メッセージ通信に係るもの

区 分	料金額(1 通信ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(4)イに規定する料金額と同額

(オ)留守番通信機能の利用による通信(当社が別に定めるものに限り。)に係るもの

区 分	料金額
-----	-----

通 信 料	その留守番通信機能の提供を受けている契約者回線から行った通信に係る料金額((ア) ㊦規定するものに限ります。)と同額
-------	--

(カ)別記 21 に定めるインターネット情報検索代行サービスの利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1 秒ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-3 に規定する料金額と同額

イ 3G サービス契約者が、料金種別についてオフタイム(X)を選択している場合に限り、その契約者回線から行った昼間の時間帯における 10 秒以下の通話モードによる通信に関する料金は、アの規定にかかわらず、10 円(10.5 円)とします。

ウ 3G サービス契約者が、次表に規定する料金種別を選択している場合は、アの(ア)から(カ)及びイ の規定により算定した額(他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額のうち、次表に規定する料金額までの額について、支払いを要しません。

(ア)(イ)以外のとき

1 契約ごとに

料金種別	料金額(月額)
LL プラン(W)	12,000 円(12,600 円)
L プラン(W)	6,300 円(6,615 円)
M プラン(W)	4,050 円(4,252.5 円)
S プラン(W)	2,000 円(2,100 円)
SS プラン(W)	1,000 円(1,050 円)
ビジネス(X)	8,400 円(8,820 円)
スタンダード(X)	4,500 円(4,725 円)
エコノミー(X)	2,000 円(2,100 円)
ライト(X)	600 円(630 円)
オフタイム(X)	1,700 円(1,785 円)

(イ)基本使用料について、学生割引又はハートフレンド割引(オレンジ)の適用を受けているとき。

1 契約ごとに

料金種別	料金額(月額)
ビジネス(X)	4,200 円(4,410 円)
スタンダード(X)	2,250 円(2,362.5 円)
エコノミー(X)	1,000 円(1,050 円)
ライト(X)	300 円(315 円)
オフタイム(X)	850 円(892.5 円)

エ 3G サービス契約者(基本使用料について、第 1(基本使用料)1(適用)1-3(タイプ IIに係る適用)(2)欄に規定する学生割引又はハートフレンド割引の適用を受けている場合を除きます。)がウの取り扱いを受けている場合は、ウに規定する支払を要さない額(以下この項において「無料通信料」といいます。)と月間累計額(当該料金月に

において控除可能な繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。)の差額(以下このエ及びオにおいて「繰越額」といいます。)を、翌料金月以降の月間累計額から控除します。

オ エの規定により算出した繰越額は、次表に規定する額を上限 (以下このオにおいて「繰越上限額」といいます。)とします。

1 契約ごとに

料金種別	繰越上限額(月額)
LL プラン(W)	36,000 円(37,800 円)
L プラン(W)	20,000 円(21,000 円)
M プラン(W)	15,000 円(15,750 円)
S プラン(W)	10,000 円(10,500 円)
SS プラン(W)	5,000 円(5,250 円)
ビジネス(X)	26,000 円(27,300 円)
スタンダード(X)	14,000 円(14,700 円)
エコノミー(X)	6,000 円(6,300 円)
ライト(X)	2,000 円(2,100 円)
オフタイム(X)	6,000 円(6,300 円)

附 則 (平成 19 年 11 月 13 日 渉外第 07-0134 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 11 月 15 日から実施します。

附 則 (平成 19 年 11 月 13 日 渉外第 07-0134 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 11 月 21 日から実施します。

ただし Cellcom Israel Ltd に関するものについては平成 19 年 11 月 22 日から実施します。

附 則(平成 19 年 11 月 29 日 渉外第 07-0143 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 12 月 1 日から実施します。

ただし、通信の付加サービスに関する規定については、相互接続番号案内料免除者に限り、当社が別に定める日から実施します。

(相互接続番号案内料に関する経過措置)

2 この改正規定の実施期日にかかわらず、相互接続番号案内料の料金額に関する規定については、平成 18 年 10 月 26 日から実施します。

附 則 (平成 19 年 11 月 29 日 渉外第 07-0143 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 12 月 3 日から実施します。

附 則(平成 19 年 12 月 10 日 渉外第 07-0149 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 12 月 11 日から実施します。

附 則(平成 19 年 12 月 17 日 渉外第 07-0151 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 12 月 18 日から実施します。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日 渉外第 07-0158 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日 渉外第 07-0158 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 1 月 8 日から実施します。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日 渉外第 07-0158 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 1 月 12 日から実施します。

附 則(平成 20 年 1 月 18 日 渉外第 07-0171 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 1 月 22 日から実施します。

附 則(平成 20 年 1 月 18 日 渉外第 07-0171 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 1 月 23 日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、平成 20 年 1 月 22 日以前より複数の付加機能等を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用を受けている契約者(SI機能の提供を受けている者に限ります。)であって、位置情報検索機能の提供を受けていない場合は、この改正規定実施の日以降当社が別に定める日において、料金表第 1 表第 2(付加機能使用料)1(適用)(2)欄(ア)1 に規定する付加機能等(位置情報検索機能を含みます。)の利用の請求を同時に行ったものとみなし、同欄ア(イ)に規定する料金額を適用します。

(経過措置)

3 当社は、平成 20 年 1 月 22 日以前より複数の付加機能等を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用を受けている契約者であって、位置情報検索機能の提供を受けている場合は、この改正規定実施の日において、料金表第 1 表第 2(付加機能使用料)1(適用)(2)欄ア(ア)1 に規定する付加機能等の利用の請求を同時に行ったものとみなし、同欄(イ)に規定する料金額を適用します。

附 則(平成 20 年 1 月 25 日 渉外第 07-0172 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 1 月 28 日から実施します。

附 則(平成 20 年 1 月 30 日 渉外第 07-0176 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 2 月 4 日から実施します。

附 則(平成 20 年 2 月 5 日 渉外第 07-0177 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 2 月 5 日から実施します。

附 則(平成 20 年 2 月 6 日 渉外第 07-0178 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 2 月 7 日から実施します。

附 則(平成 20 年 2 月 26 日 渉外第 07-0192 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 2 月 28 日から実施します。

附 則(平成 20 年 2 月 26 日 渉外第 07-0193 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 1 日から実施します。

附 則(平成 20 年 2 月 28 日 渉外第 07-0200 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により契約者が選択していた次表の左欄の割引は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の割引に移行したものとみなします。

法人割引	法人割引(ブルー)
------	-----------

附 則(平成 20 年 3 月 12 日 渉外第 07-0208 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 17 日から実施します。

附 則(平成 20 年 3 月 12 日 渉外第 07-0208 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 18 日から実施します。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日 渉外第 07-0227 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 26 日から実施します。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日 渉外第 07-0226 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

(パケット通信モードに係る定額通信料の適用に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定によりパケット通信モードに係る定額通信料の適用(パケット定額フル又はパケット定額 Biz に限ります。)を受けている場合の料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 当社は、3G サービス契約者の選択により、パケット通信モードによる通信のうちア(ア)又はイ(イ)に規定する区分の通信に係る料金について、料金表第 1 表第 3(通信料)2 (料金額) に規定する料金額に代えて、同表に規定する料金額の適用及び 3G サービスに係る契約者回線から行った通信のうちア(イ)又はイ(イ)に規定する区分の通信に関する料金及び指定情報配信機能の利用に係る通信に関する料金の月間累計額 (以下この欄において「通信に関する料金の月間累計額」とします。)に代えて、同表に規定する定額通信料の適用を行います。

ア パケット定額フル

(ア) 料金額

1 契約ごとに

区分	料金額
料金表第 1 表第 3(通信料)2 (料金額) 2-1-1(3)ウ(ア)に規定するもの	1 課金対象パケットごとに 0.02 円 (0.021 円)

(イ) 定額通信料

1 契約ごとに

区分	定額通信料(月額)
料金表第 1 表第 3(通信料)2 (料金額) 2-1-1(3)ウ(イ)に規定するもののうち、S!機能の利用に係る通信 (PC サイトダイレクトに係る通信を除きます。)	5,700 円 (5,985 円)
料金表第 1 表第 3(通信料)2 (料金額) 2-1-1(3)ウ(イ)A に規定するもの	

イ パケット定額 Biz

(イ) 料金額

1 契約ごとに

区分	料金額
----	-----

料金表第 1 表第 3(通信料)2 (料金額) 2-1-1(3) ウ(ア)に規定するもの	1 課金対象パケットごとに 0.02 円 (0.021 円)
---	--------------------------------

(イ) 定額通信料

1 契約ごとに

区分	定額通信料(月額)
料金表第 1 表第 3(通信料)2 (料金額) 2-1-1(3) ウ(ア)に規定するもののうち、S!機能の利用に係 る通信 (PC サイトブラウザに係る通信を除き ます。)	5,700 円 (5,985 円)
料金表第 1 表第 3(通信料)2 (料金額) 2-1-1(3) ウ(イ)A に規定するもの	

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のおりとします。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日 渉外第 07-0230 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 4 月 7 日から実施します。

附 則(平成 20 年 4 月 18 日 渉外第 08-0005 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 4 月 24 日から実施します。

附 則(平成 20 年 5 月 14 日 渉外第 08-0017 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 5 月 16 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、契約者が第 2 (付加機能使用料) に規定する S!機能の提供を受けていない場合
であって、通信料について次表のパケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択しているときは、この
改正規定にかかわらず、なお従前のおりとします。

パケットし放題
パケット定額ライト
パケット定額(オレンジ)
パケット定額(ブルー)

附 則(平成 20 年 5 月 20 日 渉外第 08-0020 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 5 月 22 日から実施します。

ただし、国際アウトローミング機能のうち ONE GmbH に関する W-CDMA 方式に係るもの及び国際メッセージ
通信のうち ONE GmbH に関する W-CDMA 方式に係るものについては平成 20 年 5 月 23 日から、国際アウトロー

ミング機能のうち BTC Mobile EOOD に関するものについては平成 20 年 6 月 2 日から実施します。

附 則(平成 20 年 5 月 29 日 渉外第 08-0026 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 6 月 1 日から実施します。

附 則(平成 20 年 5 月 29 日 渉外第 08-0026 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 6 月 2 日から実施します。

附 則(平成 20 年 5 月 30 日 渉外第 08-0027 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 6 月 3 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 20 年 6 月 30 日までの間において、ソフトバンク通信サービス契約約款に定めるプリペイドサービス契約を締結していた者が、当該プリペイドサービスの解約と同時に 3G サービス契約を締結し、料金表第 1 表第 3 (通信料) 1 (適用) 1-2 (タイプ I に係る適用) (5) 欄に規定する特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用を選択したときの取り扱いについては、この約款の規定に関わらず、次のとおりとします。

特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用
その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用の対象とします。

附 則(平成 20 年 6 月 6 日 渉外第 08-0031 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 6 月 10 日から実施します。

附 則(平成 20 年 6 月 13 日 渉外第 08-0039 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 6 月 20 日から実施します。

(国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金に関する経過措置)

2 当社は、平成 20 年 6 月 20 日から平成 20 年 6 月 26 日までの間に、契約者が、グアム、サイパンにおいて国際アウトローミング機能を利用して行った通信のうち、通話モードにより本邦の電気通信設備へ行った通信に係る料金については、この約款の規定にかかわらず、次のとおりとします。

区分	料金額 (1 分までごとに次の料金額)
通信料	70 円

附 則(平成 20 年 6 月 30 日 渉外第 08-0051 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 6 月 30 日から実施します。

附 則(平成 20 年 7 月 4 日 涉外第 08-0052 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 7 月 5 日より実施します。

(国際通信等に関する経過措置)

2 この改正規定の実施期日にかかわらず、下記に定める規定は次の通り実施します。

(1) 国際通信におけるデジタル通信モードによる通信に係る以下の国際通信地域区分に関する規定

国際通信地域区分	実施日
グループ 5	平成 19 年 3 月 26 日
グループ 6	平成 19 年 7 月 26 日
グループ 7	平成 19 年 2 月 15 日
グループ 11	平成 19 年 5 月 22 日

(2) 国際通信における以下の国又は地域及び区分に関する規定

国又は地域	区分	実施日
中華人民共和国香港特別行政区	デジタル通信モードに係るもの	平成 17 年 8 月 2 日
サンマリノ共和国	デジタル通信モードに係るもの	平成 18 年 3 月 23 日
デンマーク王国及び フィンランド共和国	デジタル通信モードに係るもの	平成 19 年 12 月 18 日
スペイン領北アフリカ	通話モードに係るもの	平成 14 年 6 月 1 日
セルビア共和国	通話モードに係るもの	平成 18 年 6 月 5 日

附 則 (平成 20 年 7 月 10 日 涉外第 08-0058 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 7 月 11 日から実施します。

(付加機能に関する経過措置)

2 当社は、料金表第 1 表第 2(付加機能使用料)に規定する SI機能(i)の適用を受けている契約者に、この改正規定実施の日以降当社が別に定める日まで、基本機能及び追加機能を一括して提供します。

(通信料の適用に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により契約者が選択していた次表の左欄の定額通信料の適用は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の割引に移行したものとみなします。

パケット通信モードに係る定額通信料の適用	第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用
----------------------	-------------------------

(第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用に関する措置)

4 契約者が、第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の選択と同時に 3G チップ(i)の貸与を受けた場合又は当社が別に定める移動無線装置を購入した場合は、この約款の規定にかかわらず、その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の初日から、この第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。

附 則(平成 20 年 7 月 16 日 渉外第 08-0062 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 7 月 17 日より実施します。

(国際通信等に関する経過措置)

2 この改正規定の実施期日にかかわらず、下記に定める規定は次のとおり実施します。

(1) 国際アウトローミング機能のうち以下の国又は地域、海外事業者、通信方式及び提供役務に関する規定

国又は地域	海外事業者略称	通信方式	提供役務	実施日
アルゼンチン共和国	Claro Argentina	GSM	パケット通信モードによる通信に係るもの	平成 20 年 5 月 22 日
ウルグアイ東方共和国	CTI Uruguay	GSM	パケット通信モードによる通信に係るもの	平成 20 年 5 月 22 日
ベネズエラ・ボリバル共和国	INFONET	GSM	通話モードによる通信に係るもの及びメッセージ通信モードによる通信に係るもの	平成 19 年 5 月 22 日
オーストラリア共和国	H3G Australia	W-CDMA	デジタル通信モードによる通信に係るもの	平成 18 年 10 月 31 日
	Vodafone Australia	W-CDMA	デジタル通信モードによる通信に係るもの	平成 18 年 10 月 31 日
インドネシア共和国	Excelcom	GSM 及び W-CDMA	通話モードによる通信に係るもの	平成 19 年 5 月 22 日
マレーシア	Celcom	GSM 及び W-CDMA	デジタル通信モードによる通信に係るもの	平成 18 年 10 月 12 日
モンゴル国	Unitel	GSM	通話モードによる通信に係るもの及びメッセージ通信モードによる通信に係るもの	平成 20 年 5 月 22 日
オーストリア共和国	ONE Austria	W-CDMA	通話モードによる通信に係るもの、デジタル通信モードによる通信に係るもの、パケット通信モードによる通信に係るもの及びメッセージ通信モードによる通信に係るもの	平成 20 年 5 月 23 日
ブルガリア共和国	BTC Mobile	GSM	通話モードによる通信に係るもの及びメッセージ通信モードによる通信に係るもの	平成 20 年 6 月 2 日
ルクセンブルク大公国	VOXmobile	GSM	通話モードによる通信に係るもの、パケット通信モードによる通信に係るもの及びメッセージ通信モードによる通信に係るもの	平成 20 年 8 月 1 日

チュニジア 共和国	TUNISIANA	GSM	パケット通信モードによる通信 に係るもの	平成 19 年 1 月 24 日
--------------	-----------	-----	-------------------------	---------------------

(2) 国際メッセージデータ変換機能のうち以下の国又は地域、海外事業者及び通信方式に関する規定

国又は地域	海外事業者略称	通信方式	実施日
オーストリア共和国	ONE Austria	W-CDMA	平成 20 年 5 月 23 日

附 則 (平成 20 年 7 月 17 日涉外第 08-0066 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 7 月 18 日から実施します。

(契約者回線 B に係る基本使用料に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成 20 年 10 月 31 日までの間において、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) 1 (適用) 1-2 (タイプ I に係る適用) (5) 欄に規定する契約者回線 B に係る基本使用料の適用に関する料金については、この約款の規定にかかわらず次のとおりとします。

区分	料金額(月額)
基本使用料	400 円(420 円)

(通信の付加サービスに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の日から平成 21 年 1 月 31 日までの間において、料金表第 1 表第 3 (通信料) 1 (適用) 1-1 (適用) (5) 欄の 2 に規定する通信の付加サービスのうち、着デコを利用して行った通信に関する料金については、この約款の規定にかかわらず支払いを要しません。

附 則(平成 20 年 7 月 22 日涉外第 08-0071 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 7 月 23 日から実施します。

(第一種パケット通信モードに係る定額通信料に関する経過措置)

- 2 この改正規定の実施期日にかかわらず、第一種パケット通信モードに係る定額通信料に関する規定については、平成 18 年 10 月 26 日から実施します。

附 則(平成 20 年 8 月 5 日涉外第 08-0077 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 8 月 5 日から実施します。

(第二種パケット通信モードに係る定額通信料に関する経過措置)

- 2 この改正規定の実施期日にかかわらず、第二種パケット通信モードに係る定額通信料に関する規定については、平成 20 年 7 月 11 日から実施します。

附 則(平成 20 年 8 月 1 日 渉外第 08-0078 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 8 月 8 日から実施します。

(国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金に関する経過措置)

2 当社は、平成 20 年 8 月 8 日から平成 20 年 9 月 30 日までの間に、契約者が、中華人民共和国（香港特別行政区及びマカオ特別行政区を除きます。）において国際アウトローミング機能を利用して行った通信のうち、通話モードによる通信に係る料金については、この約款の規定にかかわらず、次のとおりとします。

料金額（1分までごとに次の料金額）			
国際アウトローミング機能の利用に係る移動無線装置へ着信した通信に係るもの	国際アウトローミング機能の利用により行った通信に係るもの		
	(ア) 在圏する国又は地域の電気通信設備へ行った通信に係るもの	(イ) 本邦の電気通信設備へ行った通信に係るもの	(ア)又は(イ)以外のもの
70 円	75 円	175 円	265 円

附 則(平成 20 年 8 月 20 日 渉外第 08-0086 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 8 月 21 日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の実施期日にかかわらず、下記に定める規定は次のとおり実施します。

(1) 国際アウトローミング機能のうち以下の国又は地域、海外事業者、通信方式及び提供役務に関する規定

国又は地域	海外事業者略称	通信方式	提供役務	実施日
アメリカ合衆国(アラスカ州)	DCS	GSM	通話モードによる通信に係るもの及びメッセージ通信モードによる通信に係るもの	平成 18 年 5 月 25 日
アメリカ合衆国(アラスカ州)	DCS	GSM	パケット通信モードによる通信に係るもの	平成 18 年 10 月 31 日
アメリカ合衆国(ハワイ州)	AT&T	W-CDMA	通話モードによる通信に係るもの、パケット通信モードによる通信に係るもの及びメッセージ通信モードによる通信に係るもの	平成 19 年 12 月 18 日
ブータン王国	B-Mobile	W-CDMA	通話モードによる通信に係るもの、パケット通信モードによる通信に係るもの及びメッセージ通信モードによる通信に係るもの	平成 18 年 10 月 31 日
フランス領レユニオン	SRR	GSM	パケット通信モードによる通信に係るもの	平成 18 年 9 月 7 日

(2) 国際メッセージ通信のうち以下の国又は地域、海外事業者及び通信方式に関する規定

国又は地域	海外事業者略称	通信方式	実施日
アメリカ合衆国(アラスカ州及びハワイ州を除きます。)	AT&T	W-CDMA	平成 19 年 12 月 18 日

カナダ	Rogers	W-CDMA	平成 19 年 12 月 18 日
アメリカ合衆国(ハワイ州)	AT&T	W-CDMA	平成 19 年 12 月 18 日
インドネシア共和国	Indosat	W-CDMA	平成 20 年 3 月 18 日
中華人民共和国(香港特別行政区及びマカオ特別行政区を除きます。)	China Unicom	cdma	平成 18 年 12 月 14 日
ネパール連邦民主共和国	NTC Mobile	GSM	平成 17 年 7 月 26 日
ネパール連邦民主共和国	SNPL	GSM	平成 17 年 7 月 26 日

(3) 国際メッセージデータ変換機能のうち以下の国又は地域、海外事業者及び通信方式に関する規定

国又は地域	海外事業者略称	通信方式	実施日
ブータン王国	B-Mobile	W-CDMA	平成 18 年 10 月 31 日
中華人民共和国(マカオ特別行政区)	CTM	W-CDMA	平成 19 年 7 月 26 日

(4) 国際アウトローミング機能、国際メッセージ通信及び国際メッセージデータ変換機能のうち以下の国又は地域、海外事業者に関する海外事業者名及び略称に係る規定

国又は地域	海外事業者略称	実施日
グアドループ島	Digicel F.W. Indies Guyana	平成 18 年 6 月 28 日
チリ共和国	TMC	平成 18 年 8 月 2 日
フランス領ギアナ	Digicel F.W. Indies Guyana	平成 18 年 6 月 28 日
マルチニーク島	Digicel F.W. Indies Guyana	平成 18 年 6 月 28 日
インド	AirTel	平成 18 年 8 月 23 日
ベトナム社会主義共和国	GPC(Vinaphone)	平成 19 年 12 月 18 日
中華人民共和国(香港特別行政区)	Hutchison Telecom	平成 15 年 5 月 1 日
中華人民共和国(マカオ特別行政区)	HTMCL	平成 19 年 2 月 15 日
アイスランド共和国	Vodafone Iceland	平成 18 年 10 月 31 日
リヒテンシュタイン公国	Swisscom	平成 20 年 2 月 7 日

(5) 別記 1 事業者一覧のうち、以下の事業者に関する規定

事業者名	実施日
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	平成 20 年 7 月 1 日
ティー・システムズジャパン株式会社	平成 18 年 12 月 1 日

附 則(平成 20 年 8 月 22 日 涉外第 08-0093 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 8 月 22 日から実施します。

附 則(平成 20 年 8 月 22 日 渉外第 08-0090 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 8 月 25 日から実施します。

(URL 付電子メール配信拒否機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、料金表第 1 表第 2 (付加機能使用料) 2 (料金額) に規定する SI 機能の適用を受けている契約者については、SI 機能の追加機能のうち URL 付電子メール配信拒否機能(URL を含む電子メールの一部について蓄積を行わないようにする機能に限ります。)について利用の請求があったものとみなして取り扱います。

附 則(平成 20 年 8 月 26 日 渉外第 08-0095 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 8 月 27 日から実施します。

(第二種パケット通信モードに係る定額通信料に関する経過措置)

2 この改正規定の実施期日にかかわらず、第二種パケット通信モードに係る定額通信料に関する規定については、平成 20 年 8 月 1 日から実施します。

附 則(平成 20 年 8 月 28 日 渉外第 08-0089 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 9 月 1 日から実施します。

(国際アウトローミング通信料の適用に関する経過措置)

2 この改正規定の実施期日にかかわらず、国際アウトローミング通信料の適用に関する規定については、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(平成 20 年 9 月 12 日 渉外第 08-0104 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 9 月 12 日から実施します。

(通信料の適用に関する経過措置)

2 この改正規定の実施期日にかかわらず、料金表第 1 表第 3 (通信料) 2 (料金額) 2-3 (契約者回線へ行った通信に係るもの) 2-3-2 (デジタル通信モードによる通信に係るもの) の料金額に関する規定については、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(平成 20 年 9 月 30 日 渉外第 08-0111 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 9 月 30 日から実施します。

(料金表第 1 表に関する経過措置)

2 この改正規定の実施期日にかかわらず、料金表第 1 表のうち下記に定める規定は次のとおり実施します。

	実施日
第 1 (基本使用料) 1 (適用) 1-1 (適用) (6)回線群グループ②に係る基本使用料割引の適用	平成 18 年 10 月 1 日
第 2 (付加機能使用料) 2 (料金額) 6 着信短縮ダイヤル機能	平成 18 年 10 月 1 日
第 3 (通信料) 1 (適用) 1-1 (適用) (16)第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用	平成 20 年 4 月 1 日
第 3 (通信料) 1 (適用) 1-4 (タイプⅢに係る適用) (1)無料通信の取扱い (タイプⅢ)	平成 18 年 10 月 26 日
第 3 (通信料) 1 (適用) 1-4 (タイプⅢに係る適用) (2)無料通信の繰越の取扱い (タイプⅢ)	平成 18 年 10 月 26 日
第 3 (通信料) 2 (料金額) 2-1 (2-2、2-3 又は 2-4 以外のもの) (1)通話モードによる通信	平成 18 年 10 月 26 日
第 5 (国際アウトローミング通信料) 2 (料金額) 2-3 (パケット通信モードによる通信に係るもの) (2)SI機能を利用して行った通信に係るもの(PC サイトダイレクトに係る通信に係るものを除きます。)	平成 18 年 10 月 1 日
第 7 (手続きに関する料金)	平成 18 年 10 月 1 日

附 則(平成 20 年 9 月 26 日 渉外第 08-0108 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 10 月 1 日から実施します。

(料金種別の第 1 種 I 又は第 2 種 I に係る SI 機能の取扱い等に関する経過措置)

- 2 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により料金表第 2(付加機能使用料)1(適用)に規定する料金種別の第 1 種 I 又は第 2 種 I に係る SI 機能の取扱い等を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

(1) 当社は、3G サービス契約者であって、基本使用料について料金種別の第 1 種 I 又は第 2 種 I を選択している者(以下この欄において「契約者」といいます。))について、2(料金額)の規定にかかわらず、SI 機能に係る基本機能のうちメッセージデータ機能、蓄積通知機能及び指定先情報接続機能(当社が別に定めるサービスに係る設定、変更等のために、それぞれの業務を行うサービス取扱所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの接続に限ります。)の利用の請求があったものとして取り扱います。この場合において、契約者は、第 51 条の規定にかかわらず、2 に規定する付加機能使用料の支払いを要しません。

(2) 付加機能使用料に関する(1)以外のその他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金に関する経過措置)

- 3 平成 20 年 10 月 1 日から平成 20 年 11 月 30 日までの間において、国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金については、この約款の規定にかかわらず、渉外第 08-0078 号(平成 20 年 8 月 1 日)の附則第 2 項に規定するとおりとします。

附 則(平成 20 年 10 月 15 日 渉外第 08-0122 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 10 月 20 日から実施します。

ただし、国際アウトローミング機能のうち Orange Communications SA に関するものについては平成 20 年 11 月 1 日から実施します。

附 則(平成 20 年 10 月 21 日 渉外第 08-0123 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 10 月 22 日から実施します。

(付加機能に関する経過措置)

2 渉外 第 08-108 号(平成 20 年 9 月 26 日)の附則第 2 項に規定する、付加機能の適用の規定を次のとおりとします。

- (1) 当社は、3G サービス契約者であって、基本使用料について料金種別の第 1 種 I 又は第 2 種 I を選択している者(以下この欄において「契約者」といいます。)について、2(料金額)の規定にかかわらず、S!機能に係る基本機能のうちメッセージデータ機能及び蓄積通知機能の利用の請求があったものとして取り扱います。この場合において、契約者は、第 51 条の規定にかかわらず、2 に規定する付加機能使用料の支払いを要しません。
- (2) 付加機能使用料に関する(1)以外のその他の提供条件については、なお従前のおとりとします。

附 則(平成 20 年 11 月 10 日 渉外第 08-0131 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 11 月 12 日から実施します。

附 則(平成 20 年 11 月 27 日 渉外第 08-0137 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 12 月 1 日から実施します。

ただし、国際アウトローミング機能のうち Digicel に関するパケット通信モードによる通信に係るもの及び DOCOMO PACIFIC, INC.の略称に関するものについては、平成 20 年 12 月 2 日から実施します。

附 則(平成 20 年 11 月 27 日 渉外第 08-0143 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 12 月 1 日から実施します。

附 則(平成 20 年 12 月 22 日 渉外第 08-0154 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 12 月 25 日から実施します。

ただし、国際アウトローミング機能のうち SENTEL GSM S.A.に関するものについては、平成 20 年 12 月 29 日から実施します。

附 則(平成 21 年 1 月 20 日 渉外第 08-0163 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 1 月 27 日から実施します。

附 則(平成 21 年 1 月 29 日 渉外第 08-0167 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 1 日から実施します。

ただし、グループ管理機能に関する規定については、平成 21 年 2 月 2 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社と同表の右欄の契約に移行したものとします。

付加機能等利用サービス契約	特定役務国際通信サービス契約
---------------	----------------

附 則(平成 21 年 2 月 4 日 渉外第 08-0171 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 6 日から実施します。

(料金種別の第 1 種 I 又は第 2 種 I を選択している 3G サービス契約者に関する経過措置)

2 平成 21 年 2 月 6 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間において、料金種別の第 1 種 I 又は第 2 種 I を選択している 3G サービス契約者の契約者回線から行った SI 機能に係るメッセージデータ機能の利用による通信であって、1 のメッセージデータが 300Kbyte を超えるものに係る通信料については、この約款の規定にかかわらず支払いを要しません。

(指定先電気通信番号への通信料の月極め割引の適用に関する経過措置)

3 渉外第 06-0211 号(平成 19 年 2 月 28 日)の附則第 19 項に規定する、指定先電気通信番号への通信料の月極め割引において、指定先電気通信番号に係る契約者回線等への通信の割引額を以下のとおりとします。

1 契約ごとに

割引額	
(1) 通話モード及びデジタル通信モードに係るもの	指定先電気通信番号に係る契約者回線等への通信に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額
(2) パケット通信モード (SI 機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用による通信であって、メッセージデータが 300Kbyte までのものに限り、)及びメッセージ通信モードに係るもの	指定先電気通信番号に係る契約者回線又はソフトバンク通信サービスの契約者回線への通信に関する料金の月間累計額に 1.00 を乗じて得た額

(指定先契約者識別番号への定額通信料の適用に関する経過措置)

4 渉外第 06-0211 号(平成 19 年 2 月 28 日)の附則第 20 項に規定する、指定先契約者識別番号への定額通信料の適用を受けている 3G サービス契約者に係るその指定先契約者識別番号への定額通信料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者の選択により、次表に規定する定額料を支払った場合に、1 の指定先契約者識

別番号(涉外第 06-0211 号(平成 19 年 2 月 28 日)の附則第 22 項に規定する指定回線通信料割引における定額通信料の適用を受けている場合は、その割引適用の対象となる通信の相手の契約者回線又はソフトバンク通信サービスの契約者回線の契約者識別番号を除きます。)に係る契約者回線等(契約者回線又はソフトバンク通信サービスの契約者回線をいいます。)への通信(通話モード、パケット通信モード((SI機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用による通信であって、メッセージデータが 300Kbyte までのものに限ります。)及びメッセージ通信モードの利用による通信に限ります。)に関する料金の月間累計額に代えて、(7)に規定する定額通信料を適用すること及びデジタル通信モードの利用による通信に係る料金について、料金表の規定にかかわらず、(イ)に規定する額の割引を行います。

(7) 定額通信料

1 契約ごとに

定額通信料
300 円(315 円)

(イ) 割引額

1 契約ごとに

割引額
デジタル通信モードによる通信に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額

(2) (1) 以外のその他の提供条件については、なお従前のおりとします。

(指定回線通信料割引の適用(タイプ I)に関する経過措置)

- 5 涉外第 06-0211 号(平成 19 年 2 月 28 日)の附則第 21 項に規定する、指定回線通信料割引の適用(タイプ I)において、指定回線通信料割引の割引額を以下のとおりとします。

1 契約ごとに

割引額	
(1) 通話モード及びデジタル通信モードに係るもの	1 の指定回線群に係る各々の契約者回線からその指定回線群を構成する他の契約者回線又はソフトバンク通信サービスの契約者回線へ行った通信に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額の合計額
(2) パケット通信モード (SI機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用による通信であって、メッセージデータが 300Kbyte までのものに限ります。)及びメッセージ通信モードに係るもの	1 の指定回線群に係る各々の契約者回線からその指定回線群を構成する他の契約者回線又はソフトバンク通信サービスの契約者回線へ行った通信に関する料金の月間累計額に 1.00 を乗じて得た額の合計額

附 則(平成 21 年 2 月 16 日 涉外第 08-0173 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 2 月 18 日から実施します。

ただし、国際通信に関する規定及び国際アウトローミング機能に関する規定については、平成 21 年 2 月 25 日から実施します。

附 則(平成 21 年 2 月 26 日 渉外第 08-0177 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 3 月 1 日から実施します。

ただし、ユニバーサルサービス料に関する規定については、平成 21 年 3 月 3 日から実施します。

附 則(平成 21 年 3 月 3 日 渉外第 08-0184 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 3 月 3 日から実施します。

(国際アウトローミング機能に係る経過措置)

2 この改正規定の実施期日にかかわらず、国際アウトローミング機能に係る規定は平成 21 年 3 月 1 日から実施します。

附 則(平成 21 年 3 月 5 日 渉外第 09-0185 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 3 月 6 日から実施します。

(料金種別第 4 種 DP I に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間においては、料金種別第 4 種 DP I への料金種別の変更及び料金種別第 4 種 DP I から他の料金種別への変更については、行うことができません。

附 則(平成 21 年 3 月 17 日 渉外第 08-0193 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 3 月 18 日から実施します。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日 渉外第 08-0205 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 3 月 31 日から実施します。

附 則(平成 21 年 4 月 3 日 渉外第 09-0002 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 4 月 7 日から実施します。

附 則(平成 21 年 4 月 21 日 渉外第 09-0010 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 4 月 28 日から実施します。

附 則(平成 21 年 5 月 15 日 渉外第 09-0023 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 5 月 17 日から実施します。

ただし、国際アウトローミング機能のうち CJSC BaykalWestCom に関するものについては、平成 21 年 5 月 29 日から実施します。

附 則(平成 21 年 5 月 26 日 渉外第 09-0024 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 5 月 29 日から実施します。

附 則(平成 21 年 6 月 11 日 渉外第 09-0031 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 6 月 12 日から実施します。

(料金種別の第 1 種 I 又は第 2 種 I を選択している 3G サービス契約者に関する経過措置)

2 平成 21 年 6 月 12 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間において、料金種別の第 1 種 I 又は第 2 種 I を選択している 3G サービス契約者の契約者回線から行った S!機能に係るメッセージデータ機能の利用による通信であって、モジュールサービス契約者に係る契約者回線に送信されたメッセージデータに係る通信料については、この約款の規定にかかわらず支払いを要しません。

附 則(平成 21 年 6 月 17 日 渉外第 09-0035 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 6 月 18 日から実施します。

(付加機能に係る経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供していた S!機能(i)に係る機能のうち次表の左欄の機能は、この改正実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の機能に移行したものとします。

電子メール機能	電子メール機能(i)
蓄積通知機能	蓄積通知機能(i)
迷惑メール防止機能	迷惑メール防止機能(i)

(URL 付電子メール配信拒否機能に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、料金表第 1 表第 2 (付加機能使用料) 2 (料金額) に規定する S!機能(i)の適用を受けている契約者については、S!機能(i)の追加機能のうち URL 付電子メール配信拒否機能(URL を含む電子メールの一部について蓄積を行わないようにする機能に限ります。)について利用の請求があったものとみなして取り扱います。

附 則(平成 21 年 6 月 24 日 渉外第 09-0039 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 6 月 25 日から実施します。

ただし、国際アウトローミング機能のうち、Saudi Telecom Company に関するものについては平成 21 年 6 月 29 日から、KG Telecommunications Co., Ltd.に関するものについては平成 21 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(平成 21 年 6 月 29 日 渉外第 09-0043 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 6 月 30 日から実施します。

附 則(平成 21 年 7 月 14 日 渉外第 09-0049 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 7 月 17 日から実施します。

附 則(平成 21 年 7 月 30 日 渉外第 09-0057 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 7 月 31 日から実施します。

ただし、指定回線通信料割引の適用に関する規定については、平成 21 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(平成 21 年 8 月 7 日 渉外第 09-0061 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 8 月 20 日から実施します。

附 則(平成 21 年 8 月 20 日 渉外第 09-0064 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 8 月 21 日から実施します。

附 則(平成 21 年 8 月 31 日 渉外第 09-0071 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 9 月 1 日から実施します。

(通信料日割りに関する経過措置)

2 この改正規定にかかわらず、平成 21 年 8 月 31 日において、契約者が、料金表第 3(通信料)1-1(適用)(16)欄に規定する第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用(パケットし放題に限ります。)、(17)欄に規定する第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、1-3(タイプⅡに係る適用)(9)欄に規定する第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用又は(10)欄に規定する第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている場合は、この改正規定のうち通信料の日割り規定について、なお従前のおりとしします。

附 則(平成 21 年 9 月 1 日 渉外第 09-0072 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 9 月 4 日から実施します。

附 則(平成 21 年 9 月 18 日 渉外第 09-0080 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 9 月 28 日から実施します。

附 則(平成 21 年 9 月 29 日 渉外第 09-0087 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(平成 21 年 10 月 9 日 渉外第 09-0092 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 10 月 19 日から実施します。

附 則(平成 21 年 10 月 29 日 渉外第 09-0098 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 11 月 1 日から実施します。

附 則(平成 21 年 10 月 29 日 渉外第 09-0100 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 11 月 6 日から実施します。

附 則(平成 21 年 11 月 19 日 渉外第 09-0108 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 11 月 20 日から実施します。

(Wi-Fi 接続機能に関する経過措置)

2 当社は、平成 21 年 11 月 20 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に、Wi-Fi 接続機能を選択した契約者について、Wi-Fi 接続機能の適用を廃止するまでの間、Wi-Fi 接続機能に係る付加機能使用料の支払いを要しません。

附 則(平成 21 年 12 月 2 日 渉外第 09-0115 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 12 月 3 日から実施します。

附 則(平成 21 年 12 月 10 日 渉外 第 09-0117 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 12 月 11 日より実施します。

附 則(平成 21 年 12 月 15 日 渉外 第 09-0118 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 12 月 15 日より実施します。

附 則(平成 21 年 12 月 14 日 渉外第 09-0119 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 12 月 17 日から実施します。

附 則(平成 21 年 12 月 25 日 渉外第 09-0124 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 12 月 28 日から実施します。

附 則(平成 22 年 1 月 20 日 渉外第 09-0135 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 1 月 22 日から実施します。

附 則(平成 22 年 1 月 27 日 渉外第 09-0140 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 1 月 28 日から実施します。

(料金種別の第 1 種 I 又は第 2 種 I を選択している 3G サービス契約者又は 3G サービス(i)契約者に関する経過措置)

2 平成 22 年 1 月 28 日から平成 22 年 6 月 30 日までの間において、料金種別の第 1 種 I 又は第 2 種 I を選択している 3G サービス契約者又は 3G サービス(i)契約者の契約者回線から行った S!機能に係るメッセージデータ変換機能の利用による通信であって、モジュールサービス契約者に係る契約者回線に送信されたメッセージデータに係る通信料については、この約款の規定にかかわらず支払いを要しません。

附 則(平成 22 年 1 月 29 日 渉外第 09-0142 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 2 月 3 日から実施します。

附 則(平成 22 年 2 月 9 日 渉外第 09-0146 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 2 月 15 日から実施します。

附 則(平成 22 年 2 月 18 日 渉外第 09-0151 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 2 月 22 日から実施します。

附 則(平成 22 年 3 月 8 日 渉外第 09-0171 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 3 月 12 日から実施します。

附 則(平成 22 年 3 月 18 日 渉外第 09-0182 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 3 月 19 日から実施します。

附 則(平成 22 年 3 月 29 日 渉外第 09-0191 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 22 年 3 月 29 日 渉外第 09-0192 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 2 日から実施します。

ただし、国際アウトローミング機能のうち Pelephone Communications Ltd に関するものについては、平成 22 年 4 月 8 日から実施します。

附 則(平成 22 年 4 月 12 日 渉外第 10-0006 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 14 日から実施します。

附 則(平成 22 年 4 月 20 日 渉外第 10-0017 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 22 日から実施します。

附 則(平成 22 年 4 月 26 日 渉外第 10-0023 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 27 日から実施します。

(料金種別第 2 種 I に関する経過措置)

2 料金種別が第 2 種 I のもの(以下、「ホワイトプラン」といいます。)を選択している契約者に提供する 3G サービス又は 3G サービス(i)に係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

料 金 種 別	単 位	料金額 (月額)
第 2 種 I 【ホワイトプラン】	1 契約ごとに	934 円 (980.7 円)

イ 当社は、基本使用料について料金種別第 2 種 I を選択している契約者回線について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するものと当社が認める場合は、あらかじめ料金種別を変更する日及び変更する料金種別を契約者に通知のうえ、当社が指定する料金種別に変更します。

この場合において、当社は、その契約者回線について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われていた又は他人の通信を媒介していたと当社が認めた日から、契約者が、変更後の料金種別を選択していたものとみなして料金を再計算し、既に支払済みの料金額との差額を、契約者に請求します。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(7)通話モードによる通信に係るもの

①②又は③以外のもの

区分	料金額 (30 秒までごとに次の料金額)	
	昼間	夜間
通信料	20 円 (21 円)	

② 相互接続通信 (③に係るものを除きます。)に係るもの

区分	料金額 (30 秒までごとに次の料金額)	
	昼間	夜間
通信料	20 円 (21 円)	

③ 国際通信に係るもの

区分	料金額 (30 秒までごとに次の料金額)
通信料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(1)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(1)デジタル通信モードによる通信に係るもの

①②又は③以外のもの

区分	料金額 (30 秒までごとに次の料金額)	
	昼間	夜間
通信料	36 円 (37.8 円)	

② 相互接続通信に係るもの

A B 以外のもの

区分	料金額 (30 秒までごとに次の料金額)	
	昼間	夜間
通信料	36 円 (37.8 円)	

B インターネット接続サービス (当社が別に定めるものに限り)の利用による通信に係るもの

区分	料金額 (30 秒までごとに次の料金額)	
	昼間	夜間
通信料	36 円 (37.8 円)	

③ 国際通信に係るもの

区分	料金額 (30 秒までごとに次の料金額)
通信料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(ウ)パケット通信モードによる通信に係るもの

①②又は③以外のもの

区分	料金額 (1 課金対象パケットごとに)
通信料	0.2 円 (0.21 円)

② SI機能又は SI機能(i)に係る国際メッセージデータ変換機能の利用による通信 (国際メッセージデー

タの送信に係るものに限ります。)に係るもの

区分	料金額				
	1.5Kbyte 以下のもの	1.5Kbyte を超え 10Kbyte 以下のもの	10Kbyte を超え 30Kbyte 以下のもの	30Kbyte を超え 100Kbyte 以下のもの	100Kbyte を超え 300Kbyte 以下のもの
送信料	103 円	108 円	135 円	300 円	400 円

③ 指定情報配信機能に係るもの

区分	料金額 (1 課金対象パケットごとに)
通信料	0.01 円 (0.0105 円)

(エ)メッセージ通信モードによる通信に係るもの

①②以外のもの

区分	料金額 (1 通信ごとに次の料金額)
送信料	3 円 (3.15 円)

② 国際メッセージ通信に係るもの

区分	料金額 (1 通信ごとに次の料金額)
送信料	100 円

(オ)PoC 通信モードによる通信に係るもの

区分	料金額 (1 課金対象パケットごとに)
通信料	0.2 円 (0.21 円)

(カ)通信の付加サービスに係るもの

① 相互接続番号案内自動接続サービスに係るもの

区分	単位	料金額
通信付加料	1 接続ごとに	60 円 (63 円)

② 着デコに係るもの

区分	単位	料金額
通信付加料	1 送信ごとに	10 円 (10.5 円)

(キ)留守番通信機能の利用による通信 (当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの

区分	料金額
通信料	その留守番通信機能の提供を受けている契約者回線から行った通信に係る料金額 ((7)①に規定するものに限ります。)と同額

(ク)別記 21 に定めるインターネット情報検索代行サービスの利用による通信に係るもの

区分	料金額 (1 秒ごとに次の料金額)
----	-------------------

通信料	3円 (3.15円)
-----	------------

イ 基本使用料について料金種別の第2種Iを選択している3Gサービス契約者又は3Gサービス(i)契約者(以下この欄において「契約者」といいます。)に係る契約者回線から行った通信のうち、次の通信(当社が別に定めるものを除きます。)については、第52条(通信料の支払い義務)第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。ただし、契約者が1-1(適用)(16)欄(パケットし放題Sに限り、)の適用を受けているときは、次の通信のうち通話モードに限り適用します。

通信モード	料金の支払を要しない通信
(ア) 通話モード	昼間の時間帯における一般通信に係るもの
(イ) メッセージ通信モード	国際メッセージ通信以外の通信に係るもの
(ウ) パケット通信モード	S!機能又はS!機能(i)に係るメッセージデータ機能の利用による通信であって、1のメッセージデータ(モジュールサービス契約者に係る契約者回線に送信されたものを除きます。)が300Kbyteまでのもの

(3) (1)又は(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(一定期間継続利用の取扱いに関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により料金表第1表第1(基本使用料)1(適用)1-2(タイプIに係る適用)(3)欄に規定する一定期間継続利用の取扱いの適用を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

(1) 一定期間継続利用の取扱い

ア 一定期間継続利用の取扱いとは、3Gサービス契約者又は3Gサービス(i)契約者がイに該当する場合に、基本使用料について料金種別の第2種Iを選択すると同時に選択できるものであって、次表に規定する一定の利用期間について、当社から3Gサービス又は3Gサービス(i)の提供を受けることを条件として、複数年割引等(2)欄、1-1(適用)(4)欄、1-3(タイプIIに係る適用)(2)欄、1-4(タイプIIIに係る適用)(2)欄又は(3)欄に規定する割引等をいいます。以下この欄において同じとします。)に係る解除料(第6(解除料)に規定する料金をいいます。)の支払いを要さないことをいいます。

利用期間
6料金月

イ 一定期間継続利用は、基本使用料について料金種別の第2種I以外を選択し、複数年割引等の適用を受けている3Gサービス契約者又は3Gサービス(i)契約者が、満了日の属する料金月以外の料金月に、基本使用料について、料金種別を第2種Iに変更する場合に限り、選択することができます。

ウ 一定期間継続利用の取扱いを開始する料金月は、次表に規定するとおりとします。

区分	取扱いを開始する料金月
1 3Gサービス契約又は3Gサービス(i)契約の締結と同時に一定期間継続利用を選択したとき	その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月
2 既に3Gサービス契約又は3Gサービス(i)契約を締結している者が新たに一定期間継続利用を選択したとき	その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月

エ 一定期間継続利用は、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月から起算して、アに規定する利用期間が経過することとなる料金月の末日をもって満了するものとします。

この場合において、当社は、一定期間継続利用を更新しません。

オ 一定期間継続利用を選択している3Gサービス契約者又は3Gサービス(i)契約者が、その一定期間継続利用の満了以外の事由により廃止することを当社に通知した場合には、(2)に規定する料金の支払いを要します。

ただし、第6に定める事由に該当するときは、この限りではありません。

カ 当社は、一定期間継続利用の取扱いを受けている契約者回線について、3Gサービス契約者又は3Gサービス(i)契約者から一定期間継続利用を廃止する届出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、一定期間継続利用を廃止します。

(7) 3Gサービス契約又は3Gサービス(i)契約の解除があったとき。

(i) 料金種別の変更があったとき。

(2) 解除料

区 分	単 位	料 金 額
解 除 料	1 契約ごとに	5,000 円 (5,250 円)

(第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用に関する経過措置)

4 当社は、平成22年11月30日までの間に、第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択した契約者について、第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止するまでの間、この約款の規定にかかわらず、以下の規定を適用します。

(ア) 通信料

区 分	料金額
料金表第1表第3(通信料)2(料金額)2-1-1(3)ア (ア)、イ(ア)又はウ(ア)及び(5)に規定するもの	1 課金対象パケットごとに0.08円(0.084円)
上記以外	2(料金額)2-1-1に定める額と同額

(イ) 月間累計額の算定

通信に関する料金の月間累計額は、次のとおり算定します。

① パケット通信モードによる通信及びPoC通信モードによる通信(PCサイトブラウザに係る通信を除きます。)に関する料金を(ア)の規定により計算します。

ただし、計算して得た額が4,200円(4,410円)を超える場合は、4,200円(4,410円)とします。

② パケット通信モードによる通信及びPoC通信モードによる通信(PCサイトブラウザに係る通信に限りません。)に関する料金を(ア)の規定により計算し、①で算定して得た額に加えます。

(ウ) 定額通信料の適用

(イ)の規定により算定した料金額を、次表のとおり適用します。

(イ)の規定により算定した料金額	定額通信料(月額)
4,200円(4,410円)未満	4,200円(4,410円)
4,200円(4,410円)以上5,700円(5,985円)未満	(イ)の規定により算定した料金額と同額
5,700円(5,985円)以上	5,700円(5,985円)

附 則(平成 22 年 5 月 15 日 渉外第 10-0025 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 5 月 18 日から実施します。

附 則(平成 22 年 5 月 22 日 渉外第 10-0036 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 5 月 27 日から実施します。

附 則(平成 22 年 5 月 27 日 渉外第 10-0040 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 5 月 28 日から実施します。

(解除料の適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により料金表第 1(基本使用料)1(適用)に規定する料金種別の第 3 種 I に係る取扱いを受けている契約者が、料金種別の第 3 種 I に係る取扱いの更新があった日の属する料金月(初回の更新時のみ、更新があった日の属する料金月、翌料金月及び翌々料金月とします。)に、その料金種別の第 3 種 I に係る取扱いを解除する場合は、解除料の支払いを要しません。

附 則(平成 22 年 5 月 27 日 渉外第 10-0041 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 5 月 28 日から実施します。

(モジュールプリペイドサービス(i)契約者に関する経過措置)

2 平成 22 年 5 月 28 日から平成 22 年 6 月 30 日までの間において、モジュールプリペイドサービス(i)契約者が料金の前払い登録を行った場合は、この約款の規定にかかわらず、その前払い登録に係る利用可能期間を 30 日とします。

附 則(平成 22 年 5 月 31 日 渉外第 10-0043 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

附 則(平成 22 年 6 月 11 日 渉外第 10-0050 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 16 日から実施します。

附 則(平成 22 年 6 月 22 日 渉外第 10-0053 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 24 日から実施します。

附 則(平成 22 年 6 月 25 日 渉外第 10-0055 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(平成 22 年 7 月 1 日 渉外第 10-0060 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 7 月 6 日から実施します。

附 則(平成 22 年 7 月 16 日 渉外第 10-0067 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 7 月 21 日から実施します。

ただし、Vietnamobile Communications Center Branch of Hanoi Telecom Joint Stock Company 及び SIA Bite Latvija に関するものについては平成 22 年 7 月 27 日から、BELL MOBILITY INC.に関するものについては平成 22 年 8 月 3 日から実施します。

(国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金に関する経過措置)

2 当社は、平成 22 年 7 月 21 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間に、契約者が、国際アウトローミング機能を利用して行った通信(第 4 項に規定する海外事業者の電気通信設備を使用して行った通信に限ります。)のうち、S!機能、S!機能(i)又はアクセスポイント接続機能の利用によるパケット通信に係る料金については、第 5(国際アウトローミング通信料)の規定により算定した料金額の上限を、この約款の規定にかかわらず、1 日につき 1,480 円とします。

3 前項における 1 日とは本邦の時刻の午前 0 時 00 分 00 秒から午後 11 時 59 分 59 秒までの間をいいます。

4 海外事業者一覧は次のとおりとします。

国又は地域	海外事業者名	略称
アメリカ合衆国	AT&T Mobility LLC	AT&T
アラスカ	AT&T Mobility LLC	AT&T
米領バージン諸島	AT&T Mobility LLC	AT&T
ハワイ	AT&T Mobility LLC	AT&T
プエルトリコ	AT&T Mobility LLC	AT&T
オーストラリア連邦	Vodafone Hutchison Australia Pty Limited	H3G Australia
	Vodafone Network Pty Ltd	Vodafone Australia
グアム	Pulse Mobile LLC	Pulse Mobile
ニュージーランド	Vodafone New Zealand Limited	Vodafone New Zealand
インド	Aircel Cellular Limited	Aircel
インドネシア共和国	PT. XL Axiata, Tbk	XL
大韓民国	SK Telecom Co., Ltd.	SK Telecom
シンガポール共和国	Singapore Telecom Mobile Pte Ltd	SingTel

タイ王国	Advanced Info Service Public Company Limited.	AIS
台湾	Chunghwa Telecom Co., Ltd.	Chunghwa Telecom
	Taiwan Mobile Co., Ltd.	Taiwan Mobile
	VIBO Telecom Inc.	VIBO
中華人民共和国	China United Telecommunications Company	China Unicom
フィリピン共和国	Globe Telecom, Inc.	Globe Telecom
香港特別行政区	CSL Limited	CSL
マレーシア	Celcom Axiata Berhad	Celcom
アイルランド	Vodafone Ireland Ltd.	Vodafone Ireland
アゾレス諸島	Vodafone Portugal - Comunicações Pessoais S.A.	Vodafone Portugal
アルバニア共和国	Vodafone Albania Sh. A.	Vodafone Albania
グレートブリテン・ 北アイルランド連合 王国	VODAFONE LTD	Vodafone U.K.
イタリア共和国	Vodafone Omnitel S.p.A.	Vodafone Omnitel
オランダ王国	Vodafone Libertel N.V.	Vodafone Netherlands
ギリシャ共和国	VODAFONE-PANAFON S.A.	Vodafone Greece
サンマリノ共和国	Vodafone Omnitel S.p.A.	Vodafone Omnitel
スペイン	Vodafone España, S.A.U.	Vodafone Spain
チェコ共和国	Vodafone Czech republic a.s.	Vodafone Czech
ドイツ連邦共和国	Vodafone D2 GmbH	Vodafone D2
トルコ共和国	Vodafone Telekomunikasyon AS	Vodafone Telsim
バチカン市国	Vodafone Omnitel S.p.A.	Vodafone Omnitel
ハンガリー共和国	Vodafone Hungary Ltd.	Vodafone Hungary
フランス共和国	Société Française du Radiotéléphone	SFR
ポルトガル共和国	Vodafone Portugal - Comunicações Pessoais S.A.	Vodafone Portugal
マデイラ諸島	Vodafone Portugal - Comunicações Pessoais S.A.	Vodafone Portugal
マルタ共和国	Vodafone Malta Limited	Vodafone Malta
モナコ公国	Société Française du Radiotéléphone	SFR
ルーマニア	Vodafone Romania S.A.	Vodafone Romania
エジプト・アラブ共 和国	Vodafone Egypt Telecommunications S.A.E.	Vodafone Egypt
カナリー諸島	Vodafone España, S.A.U.	Vodafone Spain

附 則(平成 22 年 8 月 11 日 渉外第 10-0078 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 8 月 16 日から実施します。

ただし、国際メッセージ通信に係るものについては平成 22 年 8 月 23 日から実施します。

附 則(平成 22 年 8 月 19 日 渉外第 10-0083 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 8 月 23 日から実施します。

附 則(平成 22 年 8 月 24 日 渉外第 10-0088 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 8 月 25 日から実施します。

附 則(平成 22 年 8 月 31 日 渉外第 10-0094 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 9 月 1 日から実施します。

(基本使用料の適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により契約者が選択していた次表の左欄の基本使用料の適用は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の基本使用料の適用に移行したものとします。

複数回線群 A に係る基本使用料割引の適用	複数回線群に係る基本使用料割引の適用
回線群グループ②に係る基本使用料割引の適用	回線群グループに係る基本使用料割引の適用

(通信料の適用に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により契約者が選択していた次表の左欄の通信料の適用は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の通信料の適用に移行したものとします。

複数回線群 D に係る通信料の月極割引の適用	複数回線群に係る通信料の月極割引の適用
回線群グループ③に係る通信料の月極割引の適用	回線群グループに係る通信料の月極割引の適用

(指定回線基本使用料の適用に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により料金表第 1 表第 1(基本使用料)1(適用)1-2(タイプ I に係る適用)(4)欄に規定する指定回線基本使用料の適用(法人割引に限ります。)を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

(1) 当社は、3G サービス契約者又は 3G サービス(i)契約者の選択により、指定回線群のうち 3G サービスの契約者回線及び 3G サービス(i)の契約者回線に係る基本使用料について、選択した料金種別により、2 (料金額)に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約ごとに

選択料金種別	料金額 (月額)
第 3 種 I	基本使用料と同額

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(指定回線通信料割引の適用に関する経過措置)

5 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により料金表第 1 表第 3(通信料)1(適用)1-2(タイプ I に係る適用)(4)欄に規定する指定回線通信料割引の適用(法人割引に限ります。)を受けている場合の料金その他の提供

条件は次の規定によります。

- (1) 契約者は、1の指定回線群に係る3Gサービス又は3Gサービス(i)の契約者回線からその指定回線群を構成する他の契約者回線又は特定電気通信回線へ行った通信のうち、通話モードによる通信及びパケット通信モードによる通信(SI機能又はSI機能(i)に係るメッセージデータ機能の利用による通信に限ります。)について、第52条(通信料の支払い義務)第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。
- (2) 指定回線通信料割引の適用の対象となる通信は、国際アウトローミング機能の利用による通信を除きます。
- (3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(複数回線群 F に係る通信料割引の適用に関する経過措置)

6 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により料金表第1表第3(通信料)1(適用)1-2(タイプ I に係る適用)(5)欄に規定する複数回線群 F に係る通信料割引の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

- (1) 契約者は、契約者の選択により、次表に規定する定額料を支払った場合に、1の複数回線群 F に係る契約者回線からその複数回線群 F を構成する他の契約者回線へ行った通信のうち、通話モードによる通信について、第52条(通信料の支払い義務)第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

1 契約ごとに

定額料(月額)
880 円(924 円)

- (2) 複数回線群 F に係る通信料割引の適用の対象となる通信は、国際アウトローミング機能の利用による通信を除きます。
- (3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金に関する経過措置)

7 涉外第10-0067号(平成22年7月16日)の附則第4項に規定する、海外事業者の一覧に、次表を加えるものとします。

国又は地域	海外事業者名	略称
ブラジル連邦共和国	TIM CELULARS.A	TIM BRASIL
インド	Vodafone Essar Cellular Limited	Vodafone India (VECL)
	Vodafone Essar East Limited	Vodafone India (VEEL)
	Vodafone Essar Gujarat Limited	Vodafone India (VEGL)
	Vodafone Essar Limited	Vodafone India (VEL)
	Vodafone Essar Mobile Services Limited	Vodafone India (VEMSL)
スリランカ民主社会主義共和国	Dialog Axiata PLC (PQ 38)	Dialog

附 則(平成22年8月31日 涉外第10-0096号)

(実施期日)

この改正規定は、平成22年9月3日から実施します。

附 則(平成22年9月14日 涉外第10-0100号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 9 月 16 日から実施します。

(国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金に関する経過措置)

2 渉外第 10-0067 号(平成 22 年 7 月 16 日)の附則第 4 項に規定する、海外事業者の一覧に、次表を加えるものとします。

国又は地域	海外事業者名	略称
オーストリア共和国	Orange Austria Telecommunication GmbH	Orange Austria

附 則(平成 22 年 9 月 23 日 渉外第 10-0103 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 9 月 27 日から実施します。

附 則(平成 22 年 9 月 28 日 渉外第 10-0108 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 9 月 28 日から実施します。

附 則(平成 22 年 9 月 27 日 渉外第 10-0105 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 9 月 29 日から実施します。

附 則(平成 22 年 9 月 28 日 渉外第 10-0106 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

(国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金に関する経過措置)

2 渉外第 10-0067 号(平成 22 年 7 月 16 日)の附則第 4 項に規定する、海外事業者の一覧に、次表を加えるものとします。

国又は地域	海外事業者名	略称
オーストラリア連邦	Telstra Corporation, Limited.	Telstra
インド	Bharti Airtel Limited	AirTel

附 則(平成 22 年 10 月 16 日 渉外第 10-0117 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 10 月 19 日から実施します。

附 則(平成 22 年 10 月 28 日 渉外第 10-0126 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

(国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金に関する経過措置)

- 2 渉外第 10-0067 号(平成 22 年 7 月 16 日)の附則第 4 項に規定する、海外事業者の一覧に、次表を加えるものとします。

国又は地域	海外事業者名	略称
フィリピン共和国	Digital Telecommunications Philippines, Inc.	Digitel

附 則(平成 22 年 11 月 9 日 渉外第 10-0131 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 11 月 10 日から実施します。

附 則(平成 22 年 11 月 11 日 渉外第 10-0133 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 11 月 12 日から実施します。

(第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により料金表第 1 表第 3(通信料)1(適用)1-1(適用)(17)欄に規定する第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

- (1) 当社は、契約者(3G プリペイドサービス契約者、モジュールサービス契約者、モジュールサービス(i)契約者、モジュールプリペイドサービス(i)契約者及び特定役務国際通信サービス契約者を除きます。以下この欄において同じとします。)の選択により、契約者回線から行ったパケット通信モード及び PoC 通信モードによる通信について、アの通信料の規定に基づき算定した通信に関する料金の月間累計額に代えて、イに規定する定額料金額を適用します。

ア 通信料の適用及び月間累計額の算定

通信に関する料金の月間累計額は、次表に基づき算定します。

区 分	料 金 額
2 (料金額) 2-1-1(3)ア(ア)、イ(イ)又はウ(ウ)及び(5)に規定するもの	1 課金対象パケットごとに 0.08 円 (0.084 円)
上記以外	2(料金額)2-1-1 に定める額と同額

イ 定額通信料

アの規定により算定した料金額を、次表のとおり適用します。

ただし、第 1 (基本使用料)1 (適用) 1-2 (タイプ I に係る適用)(9)欄に規定する障がい者割引に係る基本使用料割引の適用を受けている契約者回線に係る定額通信料は、アの規定により算定した料金額が 980 円 (1,029 円) 未満の場合、次表の規定にかかわらず、その算定した料金額とします。

1 契約ごとに

アの規定により算定した料金額	定額通信料 (月額)
980 円 (1,029 円) 未満	980 円 (1,029 円) (最小定額通信料)
980 円 (1,029 円) 以上 5,700 円 (5,985 円) 未満	アの規定により算定した料金額と同額
5,700 円 (5,985 円) 以上	5,700 円 (5,985 円) (最大定額通信料)

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(パケット通信モードに係る定額通信料の適用に係る経過措置)

3 当社は、平成 22 年 11 月 12 日から平成 23 年 4 月 30 日までの間に契約者から申出があったときは、以下に規定する選択制によるパケット通信モードに係る定額通信料を適用します。

(1) パケット通信モードに係る定額通信料の適用とは、契約者（3G サービス(s)契約者及びソフトバンクモバイルオフィス(s)契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の選択により、パケット通信モード及び PoC 通信モードによる通信について、アの通信料の規定に基づき算定した通信に関する料金の月間累計額に代えて、イに規定する定額通信料の適用を行うことをいいます。

ア 通信料の適用

区分	料金額
2(料金額) 2-1-1(3)ア(ア)、イ(イ)又はウ(ウ)及び(5)に規定するもの	1 課金対象パケットごとに 0.08 円 (0.084 円)
上記以外	2(料金額)2-1-1 に定める額と同額

イ 定額通信料

アの規定により算定した料金額を、次表のとおり適用します。

1 契約ごとに

アの規定により算定した料金額	定額通信料 (月額)
570,000 円 (598,500 円) 未満	3,796 円 (3,985.8 円) (最小定額通信料)
570,000 円 (598,500 円) 以上 571,904 円 (600,499.2 円) 未満	3,796 円 (3,985.8 円) にアの規定により算定した料金額を加え、570,000 円 (598,500 円) を減じた額
571,904 円 (600,499.2 円) 以上	5,700 円 (5,985 円) (最大定額通信料)

(2) パケット通信モードに係る定額通信料の適用は、第 2 (付加機能使用料) に規定する SI 機能の提供を受けている契約者が、次に該当しない場合に限り選択することができます。

ア 基本使用料について、料金種別の第 1 種 DP I から第 4 種 DP I を選択しているとき。

イ 通信料について、料金表第 1 表 (料金) 第 3 (通信料) 1 (適用) 1-1 (適用) (16) 欄、(18) 欄、(19) 欄、1-3 (タイプ II に係る適用) (9) 欄若しくは(10) 欄又は 1-4 (タイプ III に係る適用) (5) 欄若しくは(6) 欄の適用を受けているとき。

ウ 適用を受けることとなる契約者回線が、契約者回線 B であるとき。

(3) パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

ア 国際アウトローミング機能の利用による通信

イ ア以外のもの

(ア) 別記 13 に定める契約者回線に係る通信料の請求先分割を利用した通信

(イ) (ア)以外のもの

① SI 機能の利用によるパケット通信以外のパケット通信

(4) パケット通信モードに係る定額通信料の適用を開始する場合の取り扱いについては、当社が別に定める場合を除き次表に規定するとおりとします。

	パケット通信モードに係る定額通信料の適用
1 3G 通信サービスに係る契約の締結と同時に	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要

パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	な登録を完了した日の通信料から、このパケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。
2 既に 3G 通信サービスに係る契約を締結している者が新たにパケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通信料から、このパケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。

(5) 当社は、パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている契約者回線について、パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止する届出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止します。

ア 3G 通信サービスに係る契約の解除があったとき。

イ 第 73 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

ウ その他(2)に規定する条件を満たさなくなったとき。

(6) パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止する場合の取扱いについては、当社が別に定める場合を除き次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、同表の 1 欄の規定によるパケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止後、2 欄に該当する場合が生じたときは、2 欄の規定によるものとします。ただし、(5)に該当するものについては登録を完了した日の属する前料金月とします。

	パケット通信モードに係る定額通信料の適用
1 2 以外によりパケット通信モードに係る定額通信料の適用の廃止があったとき	その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月までの通信料について、このパケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。
2 3G 通信サービスに係る契約の解除があったとき	その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日までの通信料について、このパケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。

(7) パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択した契約者は、定額通信料が適用される料金月については、利用の一時中断をしたとき、利用停止があったとき、その他 3G 通信サービスを利用できなかった期間があった場合でも、(1)イに規定する定額通信料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、3G 通信サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻以降の料金月についてその状態が連続したときは、その料金月（1 料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額通信料については、その支払いを要しません。

(8) 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(9) (1)イに規定する定額通信料は、料金表通則 1(月額料金の日割り)の規定に準じて取り扱います。

この場合、(1)イの表に規定する 570,000 円 (598,500 円) については、「570,000 円 (598,500 円) を月額料金とみなして日割りした額」と、571,904 円(600,499.2 円)については、「571,904 円(600,499.2 円)を月額料金とみなして日割りした額」とそれぞれ読み替えて適用します。

(10) パケット通信モードに係る定額通信料の適用は、料金月単位で行います。

附 則(平成 22 年 11 月 12 日 涉外第 10-0137 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 11 月 15 日から実施します。

(国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金に関する経過措置)

2 涉外第 10-0067 号(平成 22 年 7 月 16 日)の附則第 4 項に規定する、海外事業者の一覧に、次表を加えるものとします。

国又は地域	海外事業者名	略称
マカオ特別行政区	Companhia de Telecomunicacoes de Macau S.A.R.L	CTM
スイス連邦	Swisscom (Switzerland)Ltd.	Swisscom
ベルギー王国	Belgacom Mobile S.A./N.V.	Belgacom Mobile
リヒテンシュタイン 公国	Swisscom (Switzerland)Ltd.	Swisscom

附 則(平成 22 年 11 月 25 日 涉外第 10-0144 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 11 月 25 日から実施します。

附 則(平成 22 年 11 月 29 日 涉外第 10-0142 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 12 月 1 日から実施します。

(国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金に関する経過措置)

2 涉外第 10-0067 号(平成 22 年 7 月 21 日)の附則第 2 項に規定する国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金に関する経過措置について、「平成 22 年 11 月 30 日」を「平成 23 年 6 月 30 日」に改めます。

附 則(平成 22 年 11 月 29 日 涉外第 10-0150 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 12 月 1 日から実施します。

附 則(平成 22 年 12 月 10 日 涉外第 10-0161 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 12 月 10 日から実施します。

(付加機能に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、改正前の料金表第 2(付加機能使用料)1(適用)(2)複数の付加機能等を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用ウ欄の適用を受けている契約者は、改正後の料金表第 2 1(適用)(2)ウ欄の適用を受けているものとみなします。

(複数の付加機能等を同時に利用している場合の付加機能使用料に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において、料金表第 2(付加機能使用料)1(適用)(2)複数の付加機能等を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用ウ欄の料金について、この約款の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(付随サービスに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の日から平成 23 年 2 月 28 日までの間において、別記 19 に規定するウイルスチェックサービスについては、料金表第 2(付加機能使用料)1(適用)(2) 複数の付加機能等を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用ウ欄の適用を受けている契約者に限り提供します。

附 則(平成 22 年 12 月 13 日 渉外第 10-0162 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 12 月 15 日から実施します。

(国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金に関する経過措置)

- 2 渉外第 10-0067 号(平成 22 年 7 月 16 日)の附則第 4 項に規定する、海外事業者の一覧に、次表を加えるものとします。

国又は地域	海外事業者名	略称
スウェーデン王国	TeliaSonera Mobile Networks AB	Telia Mobile Sweden
デンマーク王国	Telia Danmark, Branch of Telia Nattjanster Norden AB, Sweden	Telia Danmark
ノルウェー王国	NetCom as	NetCom
フィンランド共和国	TeliaSonera Finland Oyj	Sonera
ラトビア共和国	Latvijas Mobilais Telefons SIA	LMT
ロシア連邦	OJSC VimpelCom	VimpelCom

附 則(平成 22 年 12 月 15 日 渉外第 10-0164 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 12 月 17 日から実施します。

附 則(平成 22 年 12 月 17 日 渉外第 10-0166 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 12 月 21 日から実施します。

附 則(平成 23 年 1 月 25 日 渉外第 10-0181 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 1 月 31 日から実施します。

附 則(平成 23 年 1 月 26 日 渉外第 10-0182 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。

附 則(平成 23 年 2 月 9 日 涉外第 10-0188 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 2 月 11 日から実施します。

附 則(平成 23 年 2 月 18 日 涉外第 10-0192 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 2 月 21 日から実施します。

附 則(平成 23 年 2 月 24 日 涉外第 10-0197 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 2 月 25 日から実施します。

附 則(平成 23 年 3 月 3 日 涉外第 10-0205 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 23 年 3 月 7 日から実施します。

(付加機能に係る経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供していた次表の左欄の付加機能は、この改正実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の付加機能に移行したものとします。

留守番通信機能(i)	留守番通信機能
------------	---------

附 則(平成 23 年 3 月 7 日 涉外第 10-0210 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 3 月 11 日から実施します。

附 則(平成 23 年 4 月 6 日 涉外第 11-0004 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 4 月 11 日から実施します。

附 則(平成 23 年 4 月 19 日 涉外第 11-0013 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 21 日から実施します。

(国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金に関する経過措置)

2 涉外第 10-0067 号(平成 22 年 7 月 16 日)の附則第 4 項に規定する、海外事業者の一覧に、次表を加えるものとします。

国又は地域	海外事業者名	略称
カンボジア王国	Hello Axiata Company Limited	Hello Axiata
	Latelz Co., Ltd.	Latelz
シンガポール共和国	M1 Limited	M1

ベトナム社会主義共和国	Vietnam Telecom Services Company	GPC(Vinaphone)
イスラエル国	Partner Communications Company Ltd.	Partner
ポーランド共和国	POLKOMTEL S.A.	POLKOMTEL
ルクセンブルク大共和国	TANGO Mobile SA,	TANGO
ガーナ共和国	Vodafone Ghana	Vodafone Ghana
南アフリカ共和国	Vodacom (Pty) Ltd.	Vodacom

附 則(平成 23 年 4 月 28 日 涉外第 11-0024 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施します。

附 則(平成 23 年 5 月 17 日 涉外第 11-0030 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 5 月 19 日から実施します。

附 則(平成 23 年 6 月 7 日 涉外第 11-0040 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 6 月 8 日から実施します。

附 則(平成 23 年 6 月 17 日 涉外第 11-0048 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 6 月 18 日から実施します。

附 則(平成 23 年 6 月 27 日 涉外第 11-0055 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 6 月 28 日から実施します。

附 則(平成 23 年 6 月 28 日 涉外第 11-0059 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 6 月 29 日から実施します。

附 則(平成 23 年 6 月 30 日 涉外第 11-0062 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。

(ステータス通知機能に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定によりステータス通知機能の提供を受けている場合の料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 付加機能使用料は、次表のとおりとします。

区分		単位	料金額
ステータス通知機能	端末設備の操作等により、当社が別に定める電気通信設備にステータス(契約者が設定した契約者回線の状況等をいいます。以下同じとします。)を登録し、他の契約者回線又は特定電気通信回線に通知する機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額	200 円 (210 円)

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成 23 年 6 月 30 日 涉外第 11-0063 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(平成 23 年 7 月 7 日 涉外第 11-0071 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 7 月 8 日から実施します。

附 則(平成 23 年 7 月 12 日 涉外第 11-0073 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 7 月 13 日から実施します。

附 則(平成 23 年 7 月 14 日 涉外第 11-0083 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 7 月 19 日から実施します。

附 則(平成 23 年 7 月 28 日 涉外第 11-0095 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。

附 則(平成 23 年 8 月 3 日 約牒第 11-0001 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 8 月 8 日から実施します。

附 則(平成 23 年 8 月 18 日 約牒第 11-0005 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 8 月 26 日から実施します。

附 則(平成 23 年 8 月 29 日 約牒第 11-0006 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

附 則(平成 23 年 8 月 29 日 約牒第 11-0007 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

附 則(平成 23 年 9 月 8 日 約牒第 11-0008 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 9 月 15 日から実施します。

附 則(平成 23 年 9 月 20 日 約牒第 11-0010 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 9 月 23 日から実施します。

附 則(平成 23 年 9 月 27 日 約牒第 11-0013 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(平成 23 年 10 月 3 日 約牒第 11-0014 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 10 月 7 日から実施します。

附 則(平成 23 年 10 月 26 日 約牒第 11-0020 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 10 月 27 日から実施します。

ただし、SI機能の提供を受けていない契約者に係る文字メッセージの受信に関する規定については、当社が別に定める日から実施します。

附 則(平成 23 年 10 月 27 日 約牒第 11-0021 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 11 月 1 日から実施します。

附 則(平成 23 年 11 月 9 日 約牒第 11-0023 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 11 月 15 日から実施します。

附 則(平成 23 年 11 月 15 日 約牒第 11-0025 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 23 年 11 月 18 日から実施します。

(料金種別第6種 DP I に関する経過措置)

2 この改正規定の実施期日にかかわらず、料金種別第6種 DP I に関する規定については、平成23年11月11日から実施します。

附 則(平成23年11月15日 約牒第11-0026号)

(実施期日)

この改正規定は、平成23年11月21日から実施します。

附 則(平成23年11月29日 約牒第11-0030号)

(実施期日)

この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

附 則(平成23年12月7日 約牒第11-0031号)

(実施期日)

この改正規定は、平成23年12月9日から実施します。

附 則(平成23年12月16日 約牒第11-0035号)

(実施期日)

この改正規定は、平成23年12月20日から実施します。

附 則(平成23年12月22日 約牒第11-0039号)

(実施期日)

この改正規定は、平成23年12月29日から実施します。

附 則(平成23年12月22日 約牒第11-0038号)

(実施期日)

この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

ただし、3Gプリペイドサービスに係るユニバーサルサービス料に関する規定については、平成24年1月11日から実施します。

附 則(平成24年1月25日 約牒第11-0043号)

(実施期日)

この改正規定は、平成24年1月30日から実施します。

附 則(平成24年1月31日 約牒第11-0047号)

(実施期日)

この改正規定は、平成24年2月3日から実施します。

附 則(平成24年2月14日 約牒第11-0050号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 17 日から実施します。

附 則(平成 24 年 2 月 15 日 約牒第 11-0051 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 21 日から実施します。

附 則(平成 24 年 2 月 23 日 約牒第 11-0054 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 24 日から実施します。

附 則(平成 24 年 2 月 27 日 約牒第 11-0056 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。

附 則(平成 24 年 3 月 6 日 約牒第 11-0060 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 3 月 9 日から実施します。

附 則(平成 24 年 3 月 13 日 約牒第 11-0061 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 3 月 15 日から実施します。

附 則(平成 24 年 3 月 13 日 約牒第 11-0062 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 24 年 3 月 16 日から実施します。

(料金種別第 1 種 DF I に関する経過措置)

2 料金種別が第 1 種 DF I のものを選択している契約者に提供するモジュールサービス(i)に係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

料 金 種 別	単 位	料金額 (月額)
第 1 種 DF I 【データ定額プラン】	1 契約ごとに	4,200 円(4,410 円)

イ 料金種別の第 1 種 DF I は、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日（ウの規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）の属する料金月から起算して、24 料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了するものとします。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

ウ 当社は、イの規定により料金種別の第 1 種 DF I に係る取扱いが満了した場合は、その満了日(料金種別の第 1 種 DF I に係る取扱いが満了する日をいいます。)の翌日に料金種別の第 1 種 DF I に係る取扱いを更新します。

エ 料金種別の第 1 種 DF I を選択している契約者が、その料金種別を廃止することを当社に通知した場

合又は当社がその料金種別を廃止した場合は、(3)に規定する事由に該当する場合を除き、(3)に規定する解除料の支払いを要します。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(ア)パケット通信モードによる通信に係るもの

区 分	料金額 (1 課金対象パケットごとに)
通信料	0.2 円 (0.21 円)

(3) 解除料

ア 解除料は、次表のとおりとします。

単 位	料金額
1 契約ごとに	9,500 円(9,975 円)

イ 契約者が料金種別の第 1 種 DF I に係る取扱いの更新があった日の属する料金月にその複数年割引等を解除する場合若しくは料金種別の第 1 種 DF I に係る取扱いの初回の更新があった日の属する料金月の翌料金月にその料金種別の第 1 種 DF I に係る取扱いを解除する場合又は当社が別に定める事由に該当する場合は、解除料の支払いを要しません。

(4) (1)から(3)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成 24 年 3 月 19 日 約牒第 11-0065 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 3 月 22 日から実施します。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日 約牒第 11-0067 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 3 月 28 日から実施します。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日 約牒第 11-0069 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 3 月 30 日から実施します。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日 渉外第 11-0070 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 4 月 2 日から実施します。

附 則(平成 24 年 4 月 2 日 渉外第 11-0071 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 24 年 4 月 4 日から実施します。

(3Gプリペイドサービス契約に関する経過措置)

- 2 当社は、この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により3Gプリペイドサービスの提供を受けている場合、第26条の4の2(3Gプリペイドサービス契約の最低利用期間)の規定は適用しないものとします。

附 則(平成24年4月9日 約牒第12-0002号)

(実施期日)

この改正規定は、平成24年4月13日から実施します。

附 則(平成24年4月20日 約牒第12-0004号)

(実施期日)

この改正規定は、平成24年4月24日から実施します。

附 則(平成24年5月8日 約牒第12-0010号)

(実施期日)

この改正規定は、平成24年5月11日から実施します。

附 則(平成24年5月14日 約牒第12-0013号)

(実施期日)

この改正規定は、平成24年5月18日から実施します。

附 則(平成24年5月15日 約牒第12-0014号)

(実施期日)

この改正規定は、平成24年5月18日から実施します。

附 則(平成24年5月25日 約牒第12-0019号)

(実施期日)

この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

附 則(平成24年5月29日 約牒第12-0018号)

(実施期日)

この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

附 則(平成24年6月19日 約牒第12-0024号)

(実施期日)

この改正規定は、平成24年6月22日から実施します。

附 則(平成24年6月28日 約牒第12-0026号)

(実施期日)

この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

ただし、3Gプリペイドサービスに係るユニバーサルサービス料に関する規定については、平成24年7月3日から実施します。

附 則(平成 24 年 6 月 28 日 約牒第 12-0028 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 7 月 2 日から実施します。

附 則(平成 24 年 7 月 9 日 約牒第 12-0032 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 7 月 13 日から実施します。

ただし、国際アウトローミングに係る定額通信料の適用の対象に関する規定については、平成 24 年 7 月 11 日から実施します。

附 則(平成 24 年 7 月 31 日 約牒第 12-0038 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 8 月 3 日から実施します。

附 則(平成 24 年 8 月 2 日 約牒第 12-0039 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 8 月 6 日から実施します。

附 則(平成 24 年 8 月 6 日 約牒第 12-0041 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 8 月 14 日から実施します。

附 則(平成 24 年 8 月 13 日 約牒第 12-0043 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 8 月 24 日から実施します。

附 則(平成 24 年 8 月 24 日 約牒第 12-0047 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 8 月 30 日から実施します。

附 則(平成 24 年 8 月 31 日 約牒第 12-0048 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 9 月 7 日から実施します。

附 則(平成 24 年 9 月 20 日 約牒第 12-0050 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 24 年 9 月 21 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、改正前の規定により締結されている次表左欄の契約は、この改正後の規定により、次

表右欄の契約に移行したものとします。

特定契約サービス(4G(AXGP))契約	特定契約サービス(4G)契約
----------------------	----------------

附 則(平成 24 年 9 月 25 日 約牒第 12-0051 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 9 月 28 日から実施します。

ただし、NATIONAL MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO. (KSC)に関するものについては平成 24 年 10 月 1 日から、Telecom Italia S.p.A.に関するものについては平成 24 年 10 月 2 日から実施します。

附 則(平成 24 年 10 月 9 日 約牒第 12-0056 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 10 日から実施します。

附 則(平成 24 年 10 月 15 日 約牒第 12-0058 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 19 日から実施します。

ただし、Telecom Italia S.p.A.に関するものについては平成 24 年 10 月 22 日から、Norfolk Telecom に関するものについては平成 24 年 10 月 24 日から実施します。

附 則(平成 24 年 10 月 24 日 約牒第 12-0063 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

附 則(平成 24 年 10 月 29 日 約サビ第 12-0065 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

(利用期間及び解除料の適用除外に関する経過措置)

2 この改正規定にかかわらず、平成 24 年 10 月 31 日において、契約者が、料金表第 1(基本使用料)1-2(タイプ I に係る適用)(8)料金種別第 2DF I に係る取扱いの適用を受けている場合は、この改正規定のうち利用期間及び解除料の適用除外に関する規定について、なお従前のおりとしします。

(料金種別第 3 種 I に関する経過措置)

3 料金種別が第 3 種 I のもの(以下、「ホワイトプラン N」といいます。)を選択している契約者に提供する 3G サービス、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)に係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

料金種別	単位	料金額 (月額)
第 3 種 I 【ホワイトプラン N】	1 契約ごとに	934 円 (980.7 円)

イ 当社は、基本使用料について料金種別第 3 種 I を選択している契約者回線について、契約者以外の者の
附-129

用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するものと当社が認める場合は、あらかじめ料金種別を変更する日及び変更する料金種別を契約者に通知のうえ、当社が指定する料金種別に変更します。

この場合において、当社は、その契約者回線について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われていた又は他人の通信を媒介していたと当社が認めた日から、契約者が、変更後の料金種別を選択していたものとみなして料金を再計算し、既に支払済みの料金額との差額を、契約者に請求します。

ウ 料金種別の第3種Iは、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日（その料金種別の第3種Iに係る取扱いがエの規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）の属する料金月から起算して、24料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了するものとします。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

エ 当社は、ウの規定により料金種別の第3種Iに係る取扱いが満了した場合は、その満了日(料金種別の第3種Iに係る取扱いが満了する日をいいます。)の翌日に料金種別の第3種Iに係る取扱いを更新します。

オ 料金種別の第3種Iを選択している契約者が、その料金種別の変更若しくは廃止することを当社に通知した場合又は当社がその料金種別を変更若しくは廃止した場合は、(3)に規定する事由に該当する場合を除き、(3)に規定する解除料の支払いを要します。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(7)通話モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区分	料金額 (30秒までごとに次の料金額)	
	昼間	夜間
通信料	20円 (21円)	

② 相互接続通信 (③に係るものを除きます。)に係るもの

区分	料金額 (30秒までごとに次の料金額)	
	昼間	夜間
通信料	20円 (21円)	

③ 国際通信に係るもの

区分	料金額 (30秒までごとに次の料金額)
通信料	料金表第3(通信料)2料金額 2-1-1(1)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(4)デジタル通信モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区分	料金額 (30秒までごとに次の料金額)	
	昼間	夜間
通信料	36円 (37.8円)	

② 相互接続通信に係るもの

AB 以外のもの

区分	料金額 (30秒までごとに次の料金額)

	昼間	夜間
通信料	36 円 (37.8 円)	

B インターネット接続サービス（当社が別に定めるものに限り、）の利用による通信に係るもの

区分	料金額 (30 秒までごとに次の料金額)	
	昼間	夜間
通信料	36 円 (37.8 円)	

③ 国際通信に係るもの

区分	料金額 (30 秒までごとに次の料金額)	
通信料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額	

(ウ)パケット通信モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区分	料金額 (1 課金対象パケットごとに)	
通信料	0.2 円 (0.21 円)	

② SI機能又は SI機能(i)に係る国際メッセージデータ変換機能の利用による通信（国際メッセージデータの送信に係るものに限り、）に係るもの

区分	料金額				
	1.5Kbyte 以下のもの	1.5Kbyte を超え 10Kbyte 以下のもの	10Kbyte を超え 30Kbyte 以下のもの	30Kbyte を超え 100Kbyte 以下のもの	100Kbyte を超え 300Kbyte 以下のもの
通信料	103 円	108 円	135 円	300 円	400 円

③ 指定情報配信機能に係るもの

区分	料金額 (1 課金対象パケットごとに)	
通信料	0.01 円 (0.0105 円)	

(エ)メッセージ通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区分	料金額 (1 通信ごとに次の料金額)	
送信料	3 円 (3.15 円)	

② 国際メッセージ通信に係るもの

区分	料金額 (1 通信ごとに次の料金額)	
送信料	100 円	

(オ)通信の付加サービスに係るもの

① 相互接続番号案内自動接続サービスに係るもの

区分	単位	料金額
通信付加料	1 接続ごとに	60 円 (63 円)

(カ)留守番通信機能の利用による通信（当社が別に定めるものに限り、）に係るもの

区分	料金額	
通信料	その留守番通信機能の提供を受けている契約者回線から行った通信に係る料金額 ((7)①)に規定するものに限り、)と同額	

(キ)別記 22 に定めるインターネット情報検索代行サービスの利用による通信に係るもの

区分	料金額 (1 秒ごとに次の料金額)	
----	-------------------	--

通信料	3円 (3.15円)
-----	------------

イ 基本使用料について料金種別の第3種Iを選択している3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者又は3G サービス(i)契約者（以下この欄において「契約者」といいます。）に係る契約者回線から行った通信のうち、次の通信（当社が別に定めるものを除きます。）については、第52条(通信料の支払い義務)第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。ただし、契約者が1-1(適用)(16)欄(パケット放題S)に限り、その適用を受けているときは、次の通信のうち通話モードに限り適用します。

通信モード	料金の支払を要しない通信
(ア) 通話モード	昼間の時間帯における一般通信に係るもの
(イ) メッセージ通信モード	国際メッセージ通信以外の通信に係るもの
(ウ) パケット通信モード	S!機能又は S!機能(i)に係るメッセージデータ機能の利用による通信であって、1のメッセージデータ（モジュールサービス契約者に係る契約者回線に送信されたものを除きます。）が300Kbyteまでのもの

(3) 解除料

ア 解除料は、次表のとおりとします。

単位	料金額
1契約ごとに	9,500円(9,975円)

イ 契約者が料金種別の第3種Iに係る取扱いの更新があった日の属する料金月にその料金種別第3種Iに係る取扱いを解除する場合若しくは料金種別の第3種Iに係る取扱いの初回の更新があった日の属する料金月の翌料金月にその料金種別の第3種Iに係る取扱いを解除する場合又は当社が別に定める事由に該当する場合は、解除料の支払いを要しません。

(4) (1)から(3)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成24年11月7日 約牒第12-0069号)

(実施期日)

この改正規定は、平成24年11月9日から実施します。

附 則(平成24年11月28日 約牒第12-0073号)

(実施期日)

この改正規定は、平成24年11月28日から実施します。

附 則(平成24年11月28日 約牒第12-0071号)

(実施期日)

この改正規定は、平成24年11月30日から実施します。

附 則(平成24年11月29日 約牒第12-0072号)

(実施期日)

この改正規定は、平成24年11月30日から実施します。

附 則(平成 24 年 11 月 29 日 約牒第 12-0074 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

(月額料金の日割りに関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、契約者が、料金表第 1(基本使用料)1-2(タイプ Iに係る適用)(8)欄に規定する料金種別第 2 種 DF I に係る取扱い、料金表第 3(通信料)1-1(適用)(18)欄に規定する第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(20)欄に規定する第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、1-2(タイプ Iに係る適用)(3)欄に規定する定額支払いによる通信料の取扱い、(7)欄に規定する特定固定電話サービスへの通信料割引の適用、1-3(タイプ IIに係る適用)(4)欄に規定する指定先電気通信番号への通信料の月極割引の適用(タイプ II)又は 1-4(タイプ IIIに係る適用)(3)欄に規定する指定先電気通信番号への通信料の月極割引の適用(タイプ III)を受けている場合は、この改正規定のうち月額料金の日割り規定について、なお従前のとおりとします。

附 則(平成 24 年 12 月 7 日 約牒第 12-0077 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 12 月 11 日から実施します。

附 則(平成 24 年 12 月 18 日 約牒第 12-0080 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 12 月 21 日から実施します。

附 則(平成 24 年 12 月 19 日 約牒第 12-0081 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 12 月 21 日から実施します。

附 則(平成 25 年 1 月 22 日 約牒第 12-0086 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 1 月 25 日から実施します。

附 則(平成 25 年 2 月 7 日 約牒第 12-0091 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 2 月 8 日から実施します。

附 則(平成 25 年 2 月 22 日 約牒第 12-0097 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

ただし、Ghana Telecommunications Company Limited に関するものについては平成 25 年 3 月 6 日から実施します。

附 則(平成 25 年 3 月 18 日 約牒第 12-0099 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 21 日から実施します。

附 則(平成 25 年 3 月 19 日 約牒第 12-0102 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 22 日から実施します。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日 約牒第 12-0104 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 3 日から実施します。

(ダブルナンバー利用に関する経過措置)

2 3G サービス契約に係る 3G チップを返却し、他の 3G サービス契約に係る 3G チップを共用している(以下「ダブルナンバー利用」といいます。)3G サービス契約者に提供する 3G サービスに係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。この場合において、その 3G サービス契約者がダブルナンバー利用を申し出た契約者回線を契約者回線 B、3G チップの共用を受けることとなる契約者回線を契約者回線 A といいます。なお、契約者回線 B に係る契約者は、契約者回線 A の変更を請求することができます。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、契約者回線 B の提供を受けている 3G サービス契約者が選択した料金種別により、料金表第 1(基本使用料)2(料金額)に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約ごとに

選択料金種別	料金額(月額)
第 4 種 I	1600 円(1,867 円)
第 5 種 I	800 円(840 円)

(2) 付加機能使用料

ア 当社は、次の付加機能について、契約者回線 A に係る契約者から申し出があったときは、同時に契約者回線 B に係る契約者から利用の請求があったものとみなして取り扱います。

- (ア) 自動着信転送機能
- (イ) 通信中着信機能
- (ウ) 多者通信機能
- (エ) 留守番通信機能
- (オ) S!機能
- (カ) 国際アウトローミング機能
- (キ) 呼出音指定機能

イ 契約者回線 B に係る契約者は、料金表第 2(付加機能使用料)2(料金額)の規定に関わらず、付加機能使用料の支払いを要しません。

(3) 通信料

ア 当社は、契約者回線 B から行った通信のうち相互接続番号案内自動接続サービスに係る通信付加料については、契約者回線 A から行った通信とみなして取り扱います。

イ アに規定するほか、契約者回線 A に係る契約者から申し出があったときは、当社は、契約者回線 B か

ら行った次の通信について、契約者回線 A から行った通信とみなして取り扱います。

(ア) メッセージ通信モードに係る通信

(イ) パケット通信モードに係る通信

(4) 国際アウトローミング通信料

ア 当社は、契約者回線 B から行った国際アウトローミングに係る通信(メッセージ通信モードによる通信を除きます。)については、契約者回線 A から行った通信とみなして取り扱います。

イ 当社は、契約者が国際アウトローミング機能を利用した場合に、その移動無線装置へ着信した通信であって着信先が契約者回線 B となる通信については、着信先が契約者回線 A となる通信とみなして取り扱います。

(5) (1)から(4)以外のその他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

附 則(平成 25 年 4 月 9 日 約牒第 13-0001 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 12 日から実施します。

附 則(平成 25 年 4 月 22 日 約牒第 13-0008 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 25 日から実施します。

附 則(平成 25 年 4 月 22 日 約牒第 13-0002 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 5 月 1 日から実施します。

附 則(平成 25 年 5 月 8 日 約牒第 13-0013 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 5 月 10 日から実施します。

附 則(平成 25 年 7 月 11 日 約牒第 13-0036 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 7 月 12 日から実施します。

附 則(平成 25 年 7 月 23 日 約牒第 13-0043 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 7 月 25 日から実施します。

附 則(平成 25 年 7 月 26 日 約牒第 13-0047 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 7 月 30 日から実施します。

附 則(平成 25 年 8 月 1 日 約牒 第 13-0053 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 8 月 2 日から実施します。

附 則(平成 25 年 8 月 15 日 約牒 第 13-0062 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 8 月 23 日から実施します。

附 則(平成 25 年 8 月 20 日 約牒 第 13-0064 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 8 月 23 日から実施します。

附 則(平成 25 年 8 月 15 日 約牒 第 13-0058 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 8 月 29 日から実施します。

附 則(平成 25 年 8 月 23 日 約牒 第 13-0067 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 8 月 29 日から実施します。

(複数の付加機能等を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、契約者が、料金表第 1 表第 2 (付加機能使用料) 1 (適用) (2) 欄に規定する複数の付加機能等を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用を受けている場合は、この改定規定のうち料金額及び料金額の日割り規定について、なお従前のとおりとします。

附 則(平成 25 年 9 月 5 日 約牒 第 13-0069 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 6 日から実施します。

附 則(平成 25 年 9 月 6 日 約牒 第 13-0070 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 13 日から実施します。

附 則(平成 25 年 9 月 11 日 約牒 第 13-0073 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 13 日から実施します。

附 則(平成 25 年 9 月 27 日 約牒 第 13-0079 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 28 日から実施します。

(料金種別第 5 種 I の取扱いに関する経過措置)

2 当社は、この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により料金表第 1 表第 1 (基本使用料) 1(適用)1-2(タイプ I に係る適用) (7) 欄に規定する料金種別第 5 種 I の取扱いの適用を受けている場合、この改定規定のうち解除料に関する規定について、なお従前のおりとしします。

(3G プリペイドサービス又は 3G プリペイドサービス(s)に係る契約に関する経過措置)

3 当社は、この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により 3G プリペイドサービス又は 3G プリペイドサービス(s)の提供を受けている場合、この改正規定のうち解除料に関する規定について、なお従前のおりとしします。

(携帯電話番号ポータビリティの利用に関する手数料に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用していた次表の左欄の工事費は、この改正実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の手数料に移行したものとします。なお、この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により 3G 通信サービスに係る契約を締結している場合、この改正規定のうち料金額に関する規定について、なお従前のおりとしします。

携帯電話番号ポータビリティの利用に関する工事	携帯電話番号ポータビリティの利用に関する手数料
------------------------	-------------------------

附 則(平成 25 年 9 月 24 日 約牒^レ第 13-0077 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(平成 25 年 9 月 27 日 約牒^レ第 13-0078 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 10 月 4 日から実施します。

附 則(平成 25 年 10 月 31 日 約牒^レ第 13-0092 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 11 月 1 日から実施します。

附 則(平成 25 年 11 月 26 日 約牒^レ第 13-0098 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 11 月 29 日から実施します。

附 則(平成 25 年 11 月 26 日 約牒^レ第 13-0099 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 12 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 1 月 6 日 約牒^レ第 13-0107 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 10 日から実施します。

附 則(平成 26 年 1 月 10 日 約牒^レ第 13-0105 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 15 日から実施します。

附 則(平成 26 年 1 月 27 日 約牒第 13-0115 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 31 日から実施します。

ただし、国際電気通信事業者の電話利用契約に関する規定については、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 2 月 25 日 約牒第 13-0123 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 2 月 27 日から実施します。

ただし、Saskatchewan Telecommunications、Comunicaciones Nextel de Mexico、S.A de C.V、Orange Armenia CJSC、Private Joint Stock Company "Kyivstar"、DJIBOUTI TELECOM、ORANGE MALI SA、Smart Axiata Co., Ltd. 及び Sprint Spectrum, L.P. に関するものについては平成 26 年 2 月 28 日から、国際電気通信事業者の電話利用契約に関する規定については、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 2 月 26 日 約牒第 13-0125 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 2 月 28 日から実施します。

附 則(平成 26 年 3 月 4 日 約牒第 13-0127 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 3 月 7 日から実施します。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日 約牒第 13-0132 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 3 月 28 日から実施します。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日 約牒第 13-0131 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(消費税相当額に関する経過措置)

2 平成 14 年 12 月 20 日実施の附則から平成 26 年 3 月 28 日実施の附則に規定する税込価格については、平成 26 年 3 月 31 日までの消費税相当額により算出した額とし、この改正規定実施の日において、当該附則に規定する税抜価格に消費税相当額を加算した額に読み替えるものとします。

附 則(平成 26 年 3 月 27 日 約牒第 13-0133 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 3 日から実施します。

附 則(平成 26 年 4 月 23 日 約牒第 14-0006 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 25 日から実施します。

附 則(平成 26 年 4 月 25 日 約牒第 14-0009 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 28 日から実施します。

附 則(平成 26 年 4 月 25 日 約牒第 14-0010 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 5 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 4 月 21 日 約牒第 14-0007 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 5 月 15 日から実施します。

附 則(平成 26 年 5 月 13 日 約牒第 14-0014 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 5 月 15 日から実施します。

附 則(平成 26 年 5 月 22 日 約牒第 14-0020 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 5 月 27 日から実施します。

ただし、TELEFONICA BRASIL S/A、VIETTEL PERU S.A.C、Smart Axiata Co., Ltd.、Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited、Unitary enterprise velcom、Closed Joint-Stock Company “RT-Mobile” 及び Ooredoo Tunisie SA に関するものについては平成 26 年 5 月 30 日から、Crnogorski Telekom a.d. Podgorica に関するものについては平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 5 月 29 日 約牒第 14-0021 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 6 月 25 日 約牒第 14-0030 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 6 月 26 日から実施します。

附 則(平成 26 年 6 月 24 日 約牒第 14-0026 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 6 月 27 日から実施します。

附 則(平成 26 年 6 月 27 日 約牒第 14-0032 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 7 月 8 日 約牒 第 14-0035 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 10 日から実施します。

ただし、SmarTone Mobile Communications Limited、Telecom Italia S.p.A.、Sky Mobile LLC、O2 Czech Republic a.s.、及び OJSC VimpelCom に関するものについては平成 26 年 7 月 11 日から実施します。

附 則(平成 26 年 7 月 23 日 約牒 第 14-0038 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 25 日から実施します。

附 則(平成 26 年 7 月 23 日 約牒 第 14-0046 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 30 日から実施します。

附 則(平成 26 年 7 月 24 日 約牒 第 14-0037 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により契約者が選択していた料金表第 2(付加機能使用料) 1 (適用) に規定する複数の付加機能等を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が別に定める契約に移行したものとみなします。

附 則(平成 26 年 7 月 25 日 約牒 第 14-0047 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 7 月 31 日 約牒 第 14-0054 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 8 月 22 日 約牒 第 14-0058 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 8 月 28 日から実施します。

附 則(平成 26 年 8 月 25 日 約牒 第 14-0060 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 8 月 28 日から実施します。

ただし、BELL MOBILITY INC.、T-Mobile USA, Inc、Spark New Zealand Trading Limited、Digicel (Fiji) Limited、

Vodafone Essar Cellular Limited、Vodafone Essar Limited、Vodafone Essar Mobile Services Limited、Total Access Communication Public Company Limited、Tashi InfoComm Limited、NOS Comunicações, S.A、Airtel Ghana Limited.及びAfricell (Gambia) Ltd.に関するものについては平成26年8月29日から、Bouygues Telecomに関するものについては平成26年9月2日から実施します。

附 則(平成26年9月8日 約牒第14-0062号)

(実施期日)

この改正規定は、平成26年9月8日から実施します。

ただし、Taiwan Mobile Co., Ltd.に関するものについては平成26年9月9日から実施します。

附 則(平成26年9月18日 約牒第14-0067号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年9月19日から実施します。

(国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金に関する経過措置)

2 当社は、平成26年9月19日から当社が別に定める日までの間に、契約者が、アメリカ合衆国、米領バージン諸島、ハワイ、プエルトリコにおいて国際アウトローミング機能を利用して行った Sprint Spectrum, L.P.に関する通信のうち、通話モードにより在圏する国又は地域の電気通信設備へ行った通信、本邦の電気通信設備へ行った通信又は国際アウトローミング機能の利用に係る移動無線装置へ着信した通信に係る料金、パケット通信モードによる通信に係る料金及びメッセージ通信モードによる通信に係る料金については、この約款の規定にかかわらず支払いを要しません。

附 則(平成26年9月24日 約牒第14-0071号)

(実施期日)

この改正規定は、平成26年9月26日から実施します。

附 則(平成26年9月26日 約牒第14-0074号)

(実施期日)

この改正規定は、平成26年9月29日から実施します。

附 則(平成26年9月24日 約牒第14-0071号)

(実施期日)

この改正規定は、平成26年9月30日から実施します。

附 則(平成26年9月24日 約牒第14-0073号)

(実施期日)

この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

附 則(平成26年10月27日 約牒第14-0085号)

(実施期日)

この改正規定は、平成26年10月29日から実施します。

ただし、NATCOM S.A, HAITI、Nextel del Perú S.A.、Robi Axiata Limited、T-Mobile Austria GmbH、T-Mobile Polska S.A.、Telecom Liechtenstein AG、Airtel Ghana Limited、Glo Mobile Ghana Limited 及び Airtel (Seychelles) Ltd に関するものについては平成 26 年 10 月 31 日から実施します。

附 則(平成 26 年 11 月 25 日 約牒第 14-0094 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 11 月 28 日から実施します。

ただし、Monaco Telecom に関するものについては平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 11 月 25 日 約牒第 14-0095 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 11 月 28 日から実施します。

(3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、改正前の規定により 3G プリペイドサービス(s)契約を締結している者に限り、3G プリペイドサービス(s)契約者の選択により次表に規定する定額通信料を支払った場合に、パケット通信モード及びメッセージ通信モードの利用に係る料金について、次表に規定する期間において定額通信料の適用を行います。

1 契約ごとに

種 類	定額通信料	期間
30 日プラン	7,560 円(税込)	30 日

附 則(平成 26 年 12 月 18 日 約牒第 14-0103 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 12 月 19 日から実施します。

附 則(平成 26 年 12 月 18 日 約牒第 14-0104 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 12 月 19 日から実施します。

附 則(平成 26 年 12 月 22 日 約牒第 14-0106 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 12 月 24 日から実施します。

附 則(平成 26 年 12 月 22 日 約牒第 14-0106 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 12 月 26 日から実施します。

附 則(平成 26 年 12 月 26 日 約牒第 14-0100 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(平成 27 年 1 月 7 日 約牒 第 14-0107 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 1 月 14 日から実施します。

附 則(平成 27 年 1 月 26 日 約牒 第 14-0112 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 1 月 30 日から実施します。

附 則(平成 27 年 2 月 12 日 約牒 第 14-0119 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 12 日から実施します。

附 則(平成 27 年 2 月 26 日 約牒 第 14-0124 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 27 日から実施します。

ただし、Vodafone Albania Sh. A. に関するものについては平成 27 年 3 月 4 日から実施します。

附 則(平成 27 年 3 月 6 日 約牒 第 14-0127 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 3 月 11 日から実施します。

附 則(平成 27 年 3 月 12 日 約牒 第 14-0128 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 3 月 13 日から実施します。

附 則(平成 27 年 3 月 24 日 約牒 第 14-0132 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 3 月 25 日から実施します。

附 則(平成 27 年 3 月 24 日 約牒 第 14-0132 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 3 月 27 日から実施します。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日 約牒 第 14-0136 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

ただし、M1 Limited に関するものについては平成 27 年 4 月 8 日から実施します。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日 約牒 第 14-0138 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日 約牒第 14-0131 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 3 日から実施します。

附 則(平成 27 年 4 月 13 日 約牒第 15-0002 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 15 日から実施します。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日 約牒第 14-0136 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 17 日から実施します。

附 則(平成 27 年 4 月 23 日 約牒第 15-0005 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 24 日から実施します。

附 則(平成 27 年 5 月 27 日 約牒第 15-0018 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 5 月 28 日から実施します。

附 則(平成 27 年 5 月 26 日 約牒第 15-0016 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 5 月 29 日から実施します。

ただし、TELENOR MYANMAR に関するものについては平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

附 則(平成 27 年 5 月 28 日 約牒第 15-0019 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 5 月 29 日から実施します。

附 則(平成 27 年 6 月 23 日 約牒第 15-0023 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 6 月 26 日から実施します。

附 則(平成 27 年 7 月 10 日 約牒第 15-0028 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 15 日から実施します。

附 則(平成 27 年 7 月 16 日 約牒第 15-0031 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 17 日から実施します。

ただし、Smart Axiata Co., Ltd.に関するものについては平成 27 年 7 月 24 日から、Zain, Iraq 及び Mobile

Telecommunications Company Saudi Arabia に関するものについては平成 27 年 7 月 27 日から、Vodafone Qatar Q.S.C.に関するものについては平成 27 年 7 月 29 日から、Vodafone Ireland Ltd.、Vodafone Portugal - Comunicações Pessoais S.A.、Vodafone Omnitel S.p.A.、Vodafone España, S.A.U.、Vodafone Czech republic a.s.、Vodafone D2 GmbH、Proximus PLC、Makedonski Telekom AD Skopje、Vodafone Romania S.A.、Public Joint Stock Company (VimpelCommunications)、T2 Mobile(BWC) LLC、T2 Mobile(RT-Mobile) LLC 及び Vodacom (Pty) Ltd.に関するものについては平成 27 年 7 月 30 日から実施します。

附 則(平成 27 年 8 月 19 日 約牒第 15-0038 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 8 月 21 日から実施します。